

第 11 章 環境の保全のための措置

第11章 環境の保全のための措置

11.1 予測・評価に際して講じることとした環境の保全のための措置

11.1.1 環境の保全のための措置の検討

本事業の実施にあたっては、整合を図るべき基準、目標等を満足するとともに、環境への影響を事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減することを目的として、工事中及び供用時における環境の保全のための措置を検討した。

1) 工事中における環境の保全のための措置

工事中においては、大気質の発生源対策、騒音・低周波音の発生源対策及び伝搬経路対策、振動の発生源対策、水質の発生源対策、水象への影響の低減、動物への影響の低減、植物への影響の低減、生態系への影響の低減、自然とのふれあい活動の場への影響の低減、廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進、温室効果ガス等の発生抑制、コミュニティの利用環境及び交通手段への影響の低減、地域交通の交通混雑の緩和及び交通安全の確保に重点をおいて検討した。

2) 供用時における環境の保全のための措置

供用時においては、大気質の発生源対策、騒音・低周波音の発生源対策、振動の発生源対策、水質への影響の低減、水象への影響の低減、地象への影響の低減、動物への影響の低減、植物への影響の低減及び代償、生態系への影響の低減、景観の圧迫感の軽減、自然とのふれあい活動の場への影響の低減、廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進、温室効果ガス等の排出の抑制、コミュニティの交通手段への影響の低減、地域交通の交通混雑の緩和及び交通安全の確保に重点をおいて検討した。

11.1.2 環境の保全のための措置

予測・評価に際して講じることとした環境の保全のための措置は、表 11.1-1 に示すとおりである。

本事業の実施に伴う環境への影響は、これらの環境の保全のための措置を適切に実施することにより、植物以外の項目については、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると考える。

植物については、事業者により実行可能な範囲で環境の保全のための措置を検討した結果、十分に回避または低減ができないと想定されるため、代償措置を講じることとした。

植物に係る代償措置については、「11.2 代償措置の実施計画」に示す。

表 11.1-1(1) 予測・評価に際して講じることとした環境の保全のための措置

項目	影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
大気質	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップの指導を徹底する。 建設機械の不要な空ぶかしは行わないように徹底する。 計画的かつ効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減
	資材運搬等の車両の走行	大気汚染物質の排出	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 低排出ガス規制適合車を使用するとともに、効率的な車両の運行管理により車両走行の集中化を避ける。 規制速度での走行や過積載の防止、アイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 	低減
	造成等の工事	粉じんの飛散	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の散水やカバーシートの使用等により、造成裸地からの粉じんの飛散を低減する。 造成箇所や資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、造成工事に伴う粉じんの飛散を防止する。 必要に応じて造成地をシートにより被覆し、裸地からの粉じんの飛散を防止する。 	低減
	自動車交通の発生	大気汚染物質の排出	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者へ規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転を呼び掛ける。 公共交通機関の利用を推進する。 シェアサイクルの利用を推進する。 	低減
騒音・低周波音	建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど、効率的な稼働を図り、騒音の発生低減に努める。 低騒音型、超低騒音型の建設機械の使用に努める。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減
			伝搬経路対策	<ul style="list-style-type: none"> 工事範囲の周囲に遮音壁を兼ねた高さ3mの鋼製仮囲いを設ける。また、必要に応じて仮囲いの上に高さ2mの防音シートを設ける。 	低減
	資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 資材運搬等の不必要な空ぶかしを行わないように徹底する。 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。 	低減
自動車交通の発生	騒音の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者へ規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転を呼び掛ける。 公共交通機関の利用を推進する。 シェアサイクルの利用を推進する。 	低減	
振動	建設機械の稼働	振動の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど、効率的な稼働を図り、振動の発生低減に努める。 低振動型建設機械の使用に努める。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減
	資材運搬等の車両の走行	振動の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。 	低減
	自動車交通の発生	振動の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者へ規制速度での走行など適切な運転を呼び掛ける。 公共交通機関の利用を推進する。 シェアサイクルの利用を推進する。 	低減

表 11.1-1(2) 予測・評価に際して講じることとした環境の保全のための措置

項目	影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
水質	造成等の工事	濁水の排出	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 仮設調整池の容量は 80m³ 以上を確保する。 工事中に発生する濁水については、仮設調整池を設置し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を事業実施区域外に放流する。 造成箇所は、速やかに転圧等を行い、降雨による土砂流出を防止する。 必要に応じて仮土堤、板柵等を設置し、事業実施区域外への土砂流出を防止する。 	低減
		アルカリ排水の排出	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、pH 調整を行う。 コンクリート製品はできる限り二次製品を使用する。 	低減
	施設の供用	水質の変化	影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> 池の水を長時間滞留させない計画とする。 ヨシ等の植物により水質を浄化させる 	低減
水象	造成等の工事	排水量の変化	影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の流出雨水は、仮設調整池等に導き、一定時間経過後、事業実施区域外に放流する。 造成箇所は、できる限り速やかに緑化等を行い、できる限り雨水の流出を防止する。 	低減
地象	敷地及び施設の存在	表土の生産性の変化	影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域内の表土は、工事中は仮置き場等にて保管し、造成後の覆土等に用いる。 盛土材料には、事業実施区域内の切土発生土を用いる。 地盤改良は公園内や建築物の安定性を保つ必要のある最小限の範囲とし、緑化等の整備に影響の無い深さ、もしくは、地盤改良後は影響の無いような覆土厚を確保する。 地盤改良後は必要に応じて排水の pH 管理を行う。 	低減
動物	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	生息環境の質的变化	影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> 「騒音・低周波音」、「振動」に示す環境の保全のための措置を実施する。 	低減
	造成等の工事（一時的な影響）	生息環境の質的变化	影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> 「水質」、「水象」に示す環境の保全のための措置を実施する。 	低減
	敷地及び施設の存在（土地の改変）	生息環境への影響	影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> 「地象」に示す環境の保全のための措置を実施する。 段階的な土工事の実施、生息環境の創出として見沼の池等の造成を先行するなどの工事計画の検討により、生息環境の急激な変化や分断による影響を低減する。 	低減
	自動車交通の発生	生息環境の質的变化	影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> 「騒音・低周波音」、「振動」に示す環境の保全のための措置を実施する。 	低減
植物	造成等の工事（一時的な影響）	生育地の質的变化	影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> 「水質」、「水象」に示す環境の保全のための措置を実施する。 	低減
	敷地及び施設の存在（土地の改変）	生育地への影響	影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> 「地象」、「動物」に示す環境の保全のための措置を実施する。 	低減
			影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> ミゾコウジュは移植等を実施することにより個体の保全を図る。 	代償

表 11.1-1(3) 予測・評価に際して講じることとした環境の保全のための措置

項目	影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
生態系	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	生息・生育環境の質的变化	影響の低減	・「騒音・低周波音」、「振動」に示す環境の保全のための措置を実施する。	低減
	造成等の工事(一時的な影響)	生息・生育環境の質的变化	影響の低減	・「水質」、「水象」に示す環境の保全のための措置を実施する。	低減
	敷地及び施設が存在(土地の改変)	生息・生育環境への影響	影響の低減	・「地象」に示す環境の保全のための措置を実施する。 ・段階的な土工事の実施、生息環境の創出として見沼の池等の造成を先行するなどの工事計画の検討により、生息環境の急激な変化や分断による影響を低減する。	低減
	自動車交通の発生	生息環・生育境の質的变化	影響の低減	・「騒音・低周波音」、「振動」に示す環境の保全のための措置を実施する。	低減
景観	敷地及び施設が存在	主要な眺望景観の変化	圧迫感の軽減	・事業実施区域西側の常緑・落葉混交林の植栽にあたっては、圧迫感の軽減に配慮して、常緑樹と落葉樹を出来る限り偏りの無い配置や適切な密度とする。	低減
自然とのふれあいの場	建設機械の稼働、造成等の工事	利用環境の変化	影響の低減	・「大気質」、「騒音・低周波音」に示す環境の保全のための措置を実施する。	低減
	資材運搬等の車両の走行	交通手段の阻害	安全性の確保・交通混雑の緩和	・「地域交通」に示す環境の保全のための措置を実施する。	低減
	自動車交通の発生	交通手段の阻害	安全性の確保・交通混雑の緩和	・「地域交通」に示す環境の保全のための措置を実施する。	低減
廃棄物等		廃棄物等の発生	発生抑制、再生利用の促進	・工事に伴い発生する廃棄物等については、分別を徹底し、「建設リサイクル推進計画2015(関東地域版)」の平成30年度目標値を踏まえて再資源化及び再生利用の促進を図るとともに、再生利用が困難なものについては専門業者に委託し、適切に処理を行う。	低減
	造成等の工事	残土の発生発生	抑制、有効利用の促進	・場外へ搬出する建設残土については、受入機関等が定めている物理性状や化学性状に係る土質の受入れ基準との適合を確認したうえで場外搬出することとし、他事業による造成や建設現場での埋め戻し等のほか、工事間利用を推進し、「建設リサイクル推進計画2015(関東地域版)」の平成30年度の目標値を踏まえて有効利用を図る。	低減
	施設の供用	廃棄物等の発生	発生抑制、再生利用の促進	・施設の供用に伴い発生する廃棄物については、使用削減と再生利用可能品の分別回収を徹底し、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図る。また、保管施設については、廃棄物保管場所等を適切に設置する。	低減

表 11.1-1(4) 予測・評価に際して講じることとした環境の保全のための措置

項目	影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
温室効果ガス等	建設機械の稼働	温室効果ガス等の排出	排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の機種適正化 低燃費型建設機械の使用 効率的な工法、施工の実施による場内移動の低減等 	低減
	資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス等の排出	排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 低燃費車両の使用 資材調達の適正化による運搬頻度、距離の低減等 	低減
	自動車交通の発生	温室効果ガス等の排出	排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 様々なコミュニケーション施策や適切な情報提供、啓発活動により、環境負荷の少ない移動手段の選択や意識の自発的な行動を促すことで二酸化炭素の排出量の削減に努める。 公園管理者の車両は低燃費型・低公害型の車両を使用する。 	低減
コミュニティ	建設機械の稼働、造成等の工事	利用環境の変化	影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> 「大気質」、「騒音・低周波音」に示す環境の保全のための措置を実施する。 	低減
	資材運搬等の車両の走行	交通手段の阻害	安全性の確保・交通混雑の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 「地域交通」に示す環境の保全のための措置を実施する。 	低減
	自動車交通の発生	交通手段の阻害	安全性の確保・交通混雑の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 「地域交通」に示す環境の保全のための措置を実施する。 	低減
地域交通	資材運搬等の車両の走行	交通混雑の発生	交通混雑の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な車両の運行管理により車両走行の集中化を避ける。 工事関係者の通勤については、公共交通機関の利用に努める。 	低減
		交通事故等の発生	交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する。 工事車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する。 	低減
	自動車交通の発生	交通混雑の発生	交通混雑の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用を推進する。 シェアサイクルの利用を推進する。 	低減
		交通事故等の発生	交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者へ規制速度での走行など適切な運転を呼び掛ける。 	低減

11.2 代償措置の実施計画

「11.1 予測・評価に際して講じることとした環境の保全のための措置」に示した環境の保全のための措置のうち、植物については、事業者により実行可能な範囲内で環境の保全のための措置を検討した結果、十分に回避または低減ができないと想定されるため、代償措置を講じることとした。

植物に係る代償措置の実施計画は表 11.2-1 に示すとおりである。また、植物の保全すべき種に係る代償措置計画は、対象種の生態を踏まえ、出来る限り危険分散できるように表 11.2-2 に示すとおりに設定した。

なお、代償措置は、事前に移植対象種の生育状況確認を行い、必要に応じて専門家等の助言を得て、適切に実施する。

表 11.2-1 代償措置の実施計画

項目	内容
代償措置の内容	ミゾコウジュの個体の移植等を行う。なお、工事中には仮移植地へ移植等を行い、工事完了後に整備された事業実施区域内の生育適地へ移植等を行う。
環境影響を回避又は低減することが困難な理由	ミゾコウジュの確認地点は、生態樹林として植栽する区域や交流広場として整備される区域に含まれ、全ての確認地点が直接改変を受ける。以上より、ミゾコウジュの生育地への影響の回避・低減は困難であり、代償措置を講じることとした。
対象事業により損なわれる環境の状況(位置、種類、量等)	事業実施により、ミゾコウジュの全ての確認地点が改変され、生育地が消失するおそれがある。
代償措置により創出される環境の目標(位置、種類、量等)	改変を受けない箇所へ個体の移植等を行うことにより、改変を受ける箇所に生育する個体の維持・保全を図る。
代償措置の妥当性(損なわれる環境の状況と創出される環境の目標との比較等)	生育適地への移植等を行うことにより、個体が維持・保全される。損なわれる環境と同等の生育環境への移植等であり、代償措置は妥当な内容であると考えられる。
代償措置に適用する技術の内容と効果(通用する技術に関する既知知見及び類似事例)	ミゾコウジュは、「さいたま市新クリーンセンター整備事業」において代償措置として移植を実施した事例がある。次頁参照。
代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該おそれのある場合の環境影響の回避又は低減措置	移植等の代償措置の実施後、移植先での個体の活着・生長の成否に不確実性がある。
事後調査に関する事項	移植等の代償措置は、その効果に不確実性を伴うため、事後調査を実施する。事後調査計画の内容は「第 13 章 事後調査の計画」に示す。事後調査の結果、現段階では予測し得なかった環境上の著しい影響が生じた場合、事業者が関係機関と協議し、必要に応じて専門家等の助言を得て適切な追加措置を講じる。

表 11.2-2 植物の保全すべき種に係る代償措置計画

対象種	一般生態	実施方法	実施場所候補	実施時期
ミゾコウジュ	湿った草地や畦などに生育する越年草(2年草)	生育株を採取し、生育適地へ移植	・見沼の池周辺の湿性草原 ・小川沿いの自然草地 ・学習水田周辺の畦(高茎草本の生育が抑制された環境)	・移植 2月上旬～3月上旬
		種子を採取し、生育適地へ播種		・種子採取、播種 結実期：4月中旬～6月上旬
		種子を採取し、プランター等で苗として栽培後、生育適地へ移植		・種子採取 結実期：4月中旬～6月上旬 ・移植 2月上旬～3月上旬

《「さいたま市新クリーンセンター整備事業」におけるミゾコウジュの代償措置について》

ミゾコウジュの代償措置を実施した「さいたま市新クリーンセンター(さいたま市桜環境センター)整備事業」の環境影響評価事後調査書等によると、ミゾコウジュの移植条件等は表 11.2-3、移植実績は表 11.2-4 に示すとおりである。

ミゾコウジュは、クリーンセンターの改変区域に生育していた 12 株を平成 23 年 6 月に西堀敷地内へ仮移植した。仮移植の際、移植対象株は全て開花していた。また、仮移植後には結実が見られたことから、リスク分散を図るべく、種子を採取し、八千代エンジニアリング本社敷地内に設置したプランターへ播種した。その後、仮移植後・播種後のモニタリング調査を実施、毎年、発芽・生長・開花・結実を確認した。平成 27 年 4 月 17 日には、仮移植株、播種後の株を全て、クリーンセンター内のビオトープの水路沿いへ本移植した。本移植後の平成 28 年 3 月 29 日には、移植範囲及び移植範囲外にも多数の株を確認したことから、移植後の生育状況は良好と判断された。

表 11.2-3 ミゾコウジュの移植先条件等 *1

種名	生育環境	移植先条件	クリーンセンターでの留意事項
ミゾコウジュ	湿った草地や畦、田の縁、河川敷など。	水辺に近い池の周辺等を選定する。	ビオトープが環境学習や散策等に利用されることを勘案し、人と自然との触れ合いの活動の場の踏圧や改変を受けない場所を選定する。

表 11.2-4 ミゾコウジュの移植実績等 *1

項目	移植・播種先	時期・確認状況					
		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
事前確認	クリーンセンター 西堀敷地内	5月30日 12株 (開花)					
仮移植	クリーンセンター 西堀敷地内	6月8日 12株 (結実)	6月27日 種子 採取	4月27日 十数株 (実生)	～	5月15日 約76株	3月24日 100株以上
播種	八千代エンジニアリング本社敷地内 プランター		7月14日 数十粒 播種	3月29日 9株	～	5月15日 約67株	3月26日 97株
本移植	クリーンセンター内 (現 桜環境センター) ビオトープ					4月17日 約185株	3月29日 約1500株

*1. 表 11.2-3 及び表 11.2-4 は、以下の調査結果をもとに整理した。

「さいたま市新クリーンセンター整備事業環境影響評価事後調査書(その1: 工事中1回目)」

(平成 25 年 2 月、さいたま市)

「さいたま市新クリーンセンター整備事業環境影響評価事後調査書(その2: 工事中2回目)」

(平成 27 年 12 月、さいたま市)

「さいたま市新クリーンセンター(さいたま市桜環境センター)整備事業環境影響評価事後調査書(その3: 供用時)」

(平成 28 年 12 月、さいたま市)

第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の 総合的な評価

第12章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

本事業は、見沼田圃の自然を再生し、自生する貴重な植物や希少な野生生物の保護に努め、市民のオアシスとなる緑の拠点の形成を目指すと同時に、大規模災害時には、さいたま新都心周辺の広域防災・医療拠点を補完するオープンスペースを確保することを目的として整備するものである。

事業実施区域は、埼玉県さいたま市大宮区天沼町2丁目地内に位置し、現況は、主に農地、住宅地、事業所として利用されている平坦な地形である。本市の都市計画区域区分によると市街化調整区域に区分されている。事業実施区域周辺は、主に住宅地、農地等となっている。

このような立地条件に配慮し、公害防止等に関する法令等の基準等を遵守することはもとより、可能な限り環境負荷低減のための措置を講じる計画である。

本事業に係る環境影響評価の結果は、表 12.1-1 に示すとおり、環境負荷を生じさせる可能性のある大気質、騒音・低周波音、振動、水質、水象、地象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ及び地域交通の環境影響評価項目については、環境の保全のための措置を講じることにより、その影響は回避・低減され、整合を図るべき基準、目標等を満足することができるかと考える。また、各項目に係る環境の状況の変化による他の項目への間接影響^{*1}及び環境の保全のための措置による他の項目への影響^{*2}はないと考える。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を確実に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境への影響をより低減するよう努める。さらに、事後調査計画に基づく事後調査を実施し、環境の保全を確実なものとする。工事中及び供用時において、事前に予測しなかった環境問題が生じた場合、または、予測等に用いた計画緒元の変更により、環境負荷の増加が明らかな場合には、速やかに調査等を行い、関係機関と協議の上、専門家の指導及び助言を踏まえて、適切な措置を講じる。また、今後、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じた際は、関係機関と協議の上で適切な対応を実施する。

以上より、本事業は周辺地域の環境の保全に適切に配慮した事業であると評価する。

*1. 選定項目に係る環境の状況の変化が環境影響要因となり、他の選定項目に係る環境に与える影響

*2. ある項目への影響の回避・低減等を目的として検討した環境の保全のための措置が他の項目に及ぼす影響
例) 防音壁の設置→主要な眺望地点からの眺望の阻害、日照の阻害等

表 12.1-1(1) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価		環境の保全のための措置	
	結果の概要	間接影響の有無	内容	措置による影響の有無
大気質	<p>【建設機械の稼働に伴う大気質への影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。 以上より、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 建設機械の稼働に伴う最大付加濃度出現地点における将来濃度(日平均値)は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値で0.037ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値で0.046mg/m³と予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、建設機械の稼働に伴う大気質の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップの指導を徹底する。 建設機械の不要な空ぶかしは行わないように徹底する。 計画的かつ効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	無
	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響の低減に努める。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う将来濃度(日平均値)は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値で0.025～0.026ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値で0.044mg/m³と予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 低排出ガス規制適合車を使用するとともに、効率的な車両の運行管理により車両走行の集中化を避ける。 規制速度での走行や過積載の防止、アイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 	無
	<p>【造成等の工事に伴う大気質への影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、造成等の工事に伴う粉じん影響の低減に努める。 以上より、造成等の工事に伴う粉じんの影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 造成工事等に伴う降下ばいじん量は1.1～4.4t/km²/月と予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、造成工事等に伴う大気質の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の散水やカバーシートの使用等により、造成裸地からの粉じんの飛散を低減する。 造成箇所や資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、造成工事に伴う粉じんの飛散を防止する。 必要に応じて造成地をシートにより被覆し、裸地からの粉じんの飛散を防止する。 	無

表 12.1-1(2) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価		環境の保全のための措置	
	結果の概要	間接影響の有無	内容	措置による影響の有無
大気質	<p>【自動車交通の発生に伴う大気質への影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、自動車交通の発生に伴う大気質への影響の低減に努める。 以上より、自動車交通の発生に伴う大気質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 自動車交通の発生に伴う将来濃度(日平均値及び3時間平均値)は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値で0.025~0.027ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値で0.044mg/m³、非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの3時間平均値の年平均値で0.22ppmCと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、自動車交通の発生に伴う大気質の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者へ規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転を呼び掛ける。 公共交通機関の利用を推進する。 シェアサイクルの利用を推進する。 	無
騒音・低周波音	<p>【建設機械の稼働に伴う騒音の影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う騒音の影響の低減に努める。 以上より、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 事業実施区域の東側敷地境界での騒音レベル(L_{A5})は最大69dB、配慮施設位置での騒音レベル(L_{Aeq})は建設機械の稼働時の最大値で55dBと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど、効率的な稼働を図り、騒音の発生低減に努める。 低騒音型、超低騒音型の建設機械の使用に努める。 建設機械の整備、点検を徹底する。 工事範囲の周囲に遮音壁を兼ねた高さ3mの鋼製仮囲いを設ける。また必要に応じて仮囲いの上に高さ2mの防音シートを設ける。 	無
	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響の低減に努める。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルは59.1~61.3dBと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 資材運搬等の不必要な空ぶかしを行わないように徹底する。 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。 	無

表 12.1-1(3) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価		環境の保全のための措置	
	結果の概要	間接影響の有無	内容	措置による影響の有無
騒音・低周波音	<p>【自動車交通の発生に伴う騒音の影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、自動車交通の発生に伴う騒音の影響の低減に努める。 以上より、自動車交通の発生に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 自動車交通の発生に伴う騒音レベルは59.1～68.2dBと予測され、一部の予測地点で整合を図るべき基準等を満たしていない。ただし、騒音レベルの増加分は0.1～0.3dBであり、影響の変化は軽微であるといえる。 以上より、自動車交通の発生に伴う騒音が現況騒音レベルに与える影響は小さく、整合を図るべき基準等の評価位置が道路端であることを考慮すると、背後地に立地する住居等では更に影響は小さくなることから、整合を図るべき基準等との整合が概ね図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者へ規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転を呼び掛ける。 公共交通機関の利用を推進する。 シェアサイクルの利用を推進する。 	無
振動	<p>【建設機械の稼働に伴う振動の影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う振動の影響の低減に努める。 以上より、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 事業実施区域の南側敷地境界での振動レベル(L₁₀)は最大64dBと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど、効率的な稼働を図り、振動の発生低減に努める。 低振動型建設機械の使用に努める。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	無
	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響の低減に努める。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは43.5～44.3dBと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。 	無

表 12.1-1(4) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価		環境の保全のための措置	
	結果の概要	間接影響の有無	内容	措置による影響の有無
振動	<p>【自動車交通の発生に伴う振動の影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、自動車交通の発生に伴う振動の影響の低減に努める。 以上より、自動車交通の発生に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 自動車交通の発生に伴う振動レベルは昼間42.2～52.1dB、夜間42.1～52.1dBと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者へ規制速度での走行など適切な運転を呼び掛ける。 公共交通機関の利用を推進する。 シェアサイクルの利用を推進する。 	無
	<p>【造成等の工事による水質への影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、造成等の工事による水質への影響の低減に努める。 以上より、造成等の工事による水質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 工事中における仮設調整池の設置により、仮設調整池排水口における浮遊物質量の予測結果は、3mm/hの降雨量に対し、仮設調整池の容量により、9～98mg/Lと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。水素イオン濃度についても現況で整合を図るべき基準等を満たしていること、右に示す環境の保全のための措置を講じることから、整合を図るべき基準等を満たしていると予測される。 以上より、造成等の工事による水質への影響の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 仮設調整池の容量は80m³以上を確保する。 工事に発生する濁水については、仮設調整池を設置し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を事業実施区域外に放流する。 造成箇所は、速やかに転圧等を行い、降雨による土砂流出を防止する。 必要に応じて仮土堤、板柵等を設置し、事業実施区域外への土砂流出を防止する。 必要に応じて、pH調整を行う。 コンクリート製品はできる限り二次製品を使用する。 	無
	<p>【施設の供用に伴う水質への影響】</p> <p>①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、施設の供用に伴う水質への影響の低減に努める。 以上より、施設の供用に伴う水質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>②基準、目標との整合の観点 現況の合併記念見沼公園の排水が整合を図るべき基準等を満たしていること、右に示す環境の保全のための措置を講じることから水質に係る整合を図るべき基準等を満たしていると予測される。 以上より、施設の供用に伴う水質への影響の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 池の水を長時間滞留させない計画とする。 ヨシ等の植物により水質を浄化させる 	無

表 12.1-1(5) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価		環境の保全のための措置	
	結果の概要	間接影響の有無	内容	措置による影響の有無
水象	<p>【造成等の工事による水象への影響】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、造成等の工事による水象への影響の低減に努める。 以上より、造成等の工事による水象への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の流出雨水は、仮設調整池等に導き、一定時間経過後、事業実施区域外に放流する。 ・ 造成箇所は、できる限り速やかに緑化等を行い、できる限り雨水の流出を防止する。 	無
	<p>【施設の供用に伴う水象への影響】 ①回避・低減の観点 本事業では、見沼の池に仮設調整池としての機能を持たせること、パークプロムナードには浸透側溝を設置することで、河川流量等への影響の低減に努める。 以上より、施設の供用に伴う水象への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	—	無
地象	<p>【存在・供用による地象への影響】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、存在・供用による地象への影響の低減に努める。 以上より、存在・供用により地象への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施区域内の表土は、工事中は仮置き場等にて保管し、造成後の覆土等に用いる。 ・ 盛土材料には、事業実施区域内の切土発生土を用いる。 ・ 地盤改良は公園内や建築物の安定性を保つ必要のある最小限の範囲とし、緑化等の整備に影響の無い深さ、もしくは、地盤改良後は影響の無いような覆土厚を確保する。 ・ 地盤改良後は必要に応じて排水の pH 管理を行う。 	無
動物	<p>【工事及び存在・供用による動物への影響】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事及び存在・供用による動物への影響の低減に努める。 以上より、工事及び存在・供用により動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「騒音・低周波音」、「振動」、「水質」、「水象」、「地象」に示す環境の保全のための措置を実施する。 ・ 段階的な土工事の実施、生息環境の創出として見沼の池等の造成を先行するなどの工事計画の検討により、生息環境の急激な変化や分断による影響を低減する。 	無

表 12.1-1(6) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価		環境の保全のための措置	
	結果の概要	間接影響の有無	内容	措置による影響の有無
植物	<p>【工事及び存在・供用による植物への影響】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事及び存在・供用による植物への影響の低減に努める。 また、事業実施区域に生育するミゾコウジュの生育地は消失するおそれがあるが、代償措置を講じ、個体の保全を図ることとする。 以上より、工事及び存在・供用により植物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質」、「水象」、「地象」、「動物」に示す環境の保全のための措置を実施する。 ・ミゾコウジュは移植等を実施することにより個体の保全を図る。 	無
生態系	<p>【工事及び存在・供用による生態系への影響】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事及び存在・供用による生態系への影響の低減に努める。 以上より、工事及び存在・供用により生態系への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・「騒音・低周波音」、「振動」、「水質」、「水象」、「地象」、「動物」に示す環境の保全のための措置を実施する。 	無
景観	<p>【存在・供用による景観への影響】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、存在・供用による景観への影響の低減に努める。 以上より、存在・供用による景観への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域西側の常緑・落葉混交林の植栽にあたっては、圧迫感の軽減に配慮して、常緑樹と落葉樹を出来る限り偏りの無い配置や適切な密度とする。 	無
自然とのふれあいの場	<p>【工事及び存在・供用による自然とのふれあいの場への影響】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事及び存在・供用による自然とのふれあいの場への影響の低減に努める。 以上より、工事及び存在・供用により自然とのふれあいの場への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気質」、「騒音・低周波音」、「地域交通」に示す環境の保全のための措置を実施する。 	無
廃棄物等	<p>【造成等の工事に伴う廃棄物等】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、造成等の工事に伴う廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用に努める。 以上より、造成等の工事に伴う廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生する廃棄物等については、分別を徹底し、「建設リサイクル推進計画2015(関東地域版)」の平成30年度目標値を踏まえて再資源化及び再生利用の促進を図るとともに、再生利用が困難なものについては専門業者に委託し、適切に処理を行う。 ・場外へ搬出する建設残土については、受入機関等が定めている物理性状や化学性状に係る土質の受入れ基準との適合を確認したうえで場外搬出することとし、他事業による造成や建設現場での埋め戻し等のほか、工事間利用を推進し、「建設リサイクル推進計画2015(関東地域版)」の平成30年度の目標値を踏まえて有効利用を図る。 	無

表 12.1-1(7) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価		環境の保全のための措置	
	結果の概要	間接影響の有無	内容	措置による影響の有無
廃棄物等	<p>【施設の供用に伴う廃棄物等】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、施設の供用に伴う廃棄物等の排出抑制、再利用及び再生利用に努める。 以上より、施設の供用に伴う廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 施設の供用に伴い発生する廃棄物については、使用削減と再生利用可能品の分別回収を徹底し、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図る。また、保管施設については、廃棄物保管場所等を適切に設置する。 	無
	<p>【工事に伴う温室効果ガス等】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事に伴う温室効果ガス等の排出抑制等に努める。 以上より、工事に伴う温室効果ガス等の排出抑制等は、事業者により実行可能な範囲内のできる限りが図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の機種種の適正化 低燃費型建設機械の使用 効率的な工法、施工の実施による場内移動の低減等 低燃費車両の使用 資材調達の適正化による運搬頻度、距離の低減等 	無
温室効果ガス等	<p>【存在・供用に伴う温室効果ガス等】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、存在・供用に伴う温室効果ガス等の排出抑制等に努める。 以上より、存在・供用に伴う温室効果ガス等の排出抑制等は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 様々なコミュニケーション施策や適切な情報提供、啓発活動により、環境負荷の少ない移動手段の選択や意識の自発的な行動を促すことで二酸化炭素の排出量の削減に努める。 公園管理者の車両は低燃費型低公害型の車両を使用する。 	無
コミュニティ	<p>【工事及び存在・供用によるコミュニティへの影響】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事及び存在・供用によるコミュニティ施設等への影響の低減に努める。 以上より、工事及び存在・供用によりコミュニティ施設等への影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 「大気質」、「騒音・低周波音」、「地域交通」に示す環境の保全のための措置を実施する。 	無
地域交通	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響の低減に努める。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な車両の運行管理により車両走行の集中化を避ける。 工事関係者の通勤については、公共交通機関の利用に努める。 歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する。 工事車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する。 	無
	<p>【自動車交通の発生に伴う地域交通への影響】 ①回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、自動車交通の発生に伴う地域交通への影響の低減に努める。 以上より、自動車交通の発生に伴う地域交通への影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用を推進する。 シェアサイクルの利用を推進する。 公園利用者へ規制速度での走行など適切な運転を呼び掛ける。 	無

第 13 章 事後調査の計画

第13章 事後調査の計画

13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

13.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 13.1-1 に示すとおりである。

表 13.1-1(1) 事後調査項目の選定

項目		環境影響要因		事後調査 項目選定
大気質	窒素酸化物 (二酸化窒素、一酸化窒素、 窒素酸化物)	工事	建設機械の稼働	○
			資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	自動車交通の発生	○
	浮遊粒子状物質	工事	建設機械の稼働	○
			資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用	自動車交通の発生	○	
炭化水素	存在・供用	自動車交通の発生	○	
粉じん	工事	造成等の工事	○	
騒音・ 低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働	○
			資材運搬等の車両の走行	○
存在・供用	自動車交通の発生	○		
振動	振動	工事	建設機械の稼働	○
			資材運搬等の車両の走行	○
存在・供用	自動車交通の発生	○		
水質	公共 用水域 の水質	存在・供用	生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量	○
			工事	造成等の工事
		存在・供用	浮遊物質	○
		存在・供用	窒素及び燐	○
		存在・供用	水素イオン濃度	○
		存在・供用	溶存酸素量	○
存在・供用	その他の生活環境項目	○		
水象	河川等の流量、流速及び水位	工事	造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の存在	○
存在・供用	施設の供用	○		
地象	地形及び地質(保全すべき地 形及び地質を含む)	存在・供用	敷地及び施設の存在	○
	表土の状況及び生産性	存在・供用	敷地及び施設の存在	○
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働	○
			資材運搬等の車両の走行	○
			造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の存在	○
			施設の供用	○
存在・供用	自動車交通の発生	○		

表 13.1-1(2) 事後調査項目の選定

項目		環境影響要因		事後調査 項目選定
植物	保全すべき種	工事	造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の存在	○
			施設の供用	○
	保全すべき植生及び群落	工事	造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の存在	○
			施設の供用	○
緑の量	存在・供用	施設の供用	○	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事	建設機械の稼働	○
			資材運搬等の車両の走行	○
			造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の存在	○
			施設の供用	○
			自動車交通の発生	○
景観	景観資源(自然的景観及び歴史的景観資源)	存在・供用	敷地及び施設の存在	○
	眺望景観	存在・供用	敷地及び施設の存在	○
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	○
			資材運搬等の車両の走行	○
			造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の存在	○
			施設の供用	○
			自動車交通の発生	○
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事	○
		存在・供用	施設の供用	○
	残土	工事	造成等の工事	○
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働	○
			資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	自動車交通の発生	○
コミュニティ	コミュニティ施設等	工事	建設機械の稼働	○
			資材運搬等の車両の走行	○
			造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の存在	×
			施設の供用	×
			自動車交通の発生	○
地域交通	自動車交通	工事	資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	自動車交通の発生	○
	バス等の公共交通機関	工事	資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	自動車交通の発生	○
	歩行者・自転車交通	工事	資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	自動車交通の発生	○

13.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 13.1-2 に示すとおりである。

表 13.1-2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

項目		環境影響要因		除外する理由
コミュニティ	コミュニティ施設等	存在・供用	敷地及び施設の存在	コミュニティ施設等の利用者数に与える影響はなく、利用環境の快適性等に支障はないため、事後調査項目から除外する。
			施設の供用	

13.2 事後調査方法等

事後調査の内容は、表 13.2-1 に示すとおりである。

表 13.2-2-1(1) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
調査時期	建設機械の稼働に伴う大気質への影響 ・大気質の状況 (NO ₂ ・NO _x ・SPM) ・気象の状況 (風向、風速)	図 13.2-2-1 に示す最寄りの配慮施設である芝川小学校 (E2)、最大付加濃度出現地点をもとに風上、風下となる事業実施区域敷地境界の計 3 地点とする。	建設機械の稼働に伴う大気質への影響 ・建設機械の稼働状況 (種類、台数、範囲等) ・環境の保全のための措置の実施状況 (規格、工程、指導・整備・点検状況等)	事業実施区域内
大気質	【大気質の状況、気象の状況】 ・調査時期 : 建設機械の稼働台数及び大気汚染物質排出量が最大となる工事開始 4ヶ月目の代表的な 1週間 (7 日間連続) とする。 ・調査時間帯 : 24時間連続とする。 ・調査頻度 : 1 回とする。 ・調査方法 : 大気質の状況は、「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」に定める測定方法とする。気象の状況は、「地上気象観測指針」に準拠する方法とする。	【大気質の状況、気象の状況】 ・調査時期 : 建設機械の稼働台数及び大気汚染物質排出量が最大となる工事開始 4ヶ月目の代表的な 1週間 (7 日間連続) とする。 ・調査時間帯 : 24時間連続とする。 ・調査頻度 : 1 回とする。 ・調査方法 : 大気質の状況は、「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」に定める測定方法とする。気象の状況は、「地上気象観測指針」に準拠する方法とする。	【建設機械の稼働状況】 ・調査時期 : 大気質の状況、気象の状況と同様とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 大気質の状況、気象の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。	【建設機械の稼働状況】 ・調査時期 : 大気質の状況、気象の状況と同様とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 大気質の状況、気象の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
工事	資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響 ・道路交通の状況 (自動車交通量)	図 13.2-2-2 に示す調査地点と同様の 1 地点 (T4) とする。	資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響 ・資材運搬等の車両の走行状況 (種類、台数、ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況 (規格、運行計画、指導・整備・点検状況等)	事業実施区域内、主要な走行ルート
	【道路交通の状況】*1 ・調査時期 : 資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始 4ヶ月目の代表的な 1日とする。 ・調査時間帯 : 24時間連続とする。 ・調査頻度 : 1 回とする。 ・調査方法 : ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とし、C3 の調査結果から T4 を通過する交通量を算出する。	【道路交通の状況】*1 ・調査時期 : 資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始 4ヶ月目の代表的な 1日とする。 ・調査時間帯 : 24時間連続とする。 ・調査頻度 : 1 回とする。 ・調査方法 : ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とし、C3 の調査結果から T4 を通過する交通量を算出する。	【資材運搬等の車両の走行状況】 ・調査時期 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。	【資材運搬等の車両の走行状況】 ・調査時期 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

*1.「資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響」の調査と兼ねて実施する。

表 13.2-1(2) 事後調査の内容

項目	調査時期	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
		調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
大気質	工事	造成等の工事に伴う大気質への影響 ・粉じんの状況	図 13.2-1 に示す予測最大地点付近の 1 地点とする。	造成等の工事に伴う大気質への影響 ・土工事(掘削工事)の実施状況 (土工事(掘削工事)の範囲、深度等) ・環境の保全のための措置の実施状況 (散水等の粉じん対策状況等)	事業実施区域内
		【大気質(粉じん)の状況】 ・調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中の 1 ヶ月間とする。 ・調査頻度 : 1 回とする。 ・調査方法 : ダストジャーマ法による降下ばいじん量を測定する方法とする。	【土工事(掘削工事)の実施状況】 ・調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中とする。 ・調査頻度 : 大気質(粉じん)の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。		
	存在・供用	自動車交通の発生に伴う大気質への影響 ・道路交通の状況(自動車交通量)	図 13.2-2 に示す調査地点と同様の 4 地点(T1～T4)とする。	自動車交通の発生に伴う大気質への影響 ・自動車交通の発生状況 (種類、台数、走行ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況 (指導・啓発状況等)	事業実施区域内、主要な走行ルート
		【道路交通の状況】*1 ・調査時期 : 供用時、施設の供用が定常状態となる時期の平日 1 日、休日 1 日とする。 ・調査時間帯 : 24 時間連続とする。 ・調査頻度 : 1 回とする。 ・調査方法 : ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とし、C1～C3 の調査結果から T1～T4 を通過する交通量を算出する。	【自動車交通の発生状況】 ・調査時期 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査時間帯 : 開園時間帯とする。 ・調査頻度 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期 : 供用時、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。		

*1.「自動車交通の発生に伴う地域交通への影響」の調査と兼ねて実施する。

表 13.2-1(3) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
騒音・低周波音	建設機械の稼働に伴う騒音の影響 ・騒音の状況 (建設作業騒音)	図13.2-1に示す、最寄りの配慮施設である芝川小学校(E2)、予測した敷地境界最大レベル地点付近の計2地点とする。	【騒音の状況】 ・調査時期：建設機械の稼働台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。 ・調査時間帯：昼間の時間区分の6時～22時とする。 ・調査頻度：1回とする。 ・調査方法：「騒音規制法」に定める測定方法とする。	事業実施区域内 【建設機械の稼働状況】 ・調査時期：騒音の状況と同様とする。 ・調査時間帯：工事時間帯とする。 ・調査頻度：騒音の状況と同様とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期：工事期間中、適宜とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
	資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響 ・道路交通の状況 (自動車交通量)	図13.2-2に示す調査地点と同様の1地点(T4)とする。	【道路交通の状況】*1 ・調査時期：資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。 ・調査時間帯：24時間連続とする。 ・調査頻度：1回とする。 ・調査方法：ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とし、C3の調査結果からT4を通過する交通量を算出する。	事業実施区域内、主要な走行ルート 【資材運搬等の車両の走行状況】*2 ・調査時期：道路交通の状況と同様とする。 ・調査時間帯：工事時間帯とする。 ・調査頻度：道路交通の状況と同様とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*2 ・調査時期：工事期間中、適宜とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

*1.「資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響」の調査と兼ねて実施する。

*2.「資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。

表 13.2-1(4) 事後調査の内容

項目	調査時期	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
		調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
騒音・低周波音	存在・供用	自動車交通の発生に伴う騒音の影響 ・騒音の状況 (道路交通騒音) ・道路交通の状況 (自動車交通量)	道路交通騒音及び自動車交通量は図13.2-2に示す調査地点と同様の4地点(T1~T4)とする。	自動車交通の発生に伴う騒音の影響 ・自動車交通の発生状況 (種類、台数、走行ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況 (指導・啓発状況等)	事業実施区域内、主要な走行ルート
			<p>【騒音の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期：施設の供用が定常状態となる時期の平日1日とする。 調査時間帯：24時間連続とする。 調査頻度：1回とする。 調査方法：道路交通騒音は、「騒音に係る環境基準について」に定める測定方法とする。 <p>【道路交通の状況】*1</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期：供用時、施設の供用が定常状態となる時期の平日1日、休日1日とする。 調査時間帯：24時間連続とする。 調査頻度：1回とする。 調査方法：ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とし、C1~C3の調査結果からT1~T4を通する交通量を算出する。 	<p>【自動車交通の発生状況】*2</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期：道路交通の状況と同様とする。 調査時間帯：開園時間帯とする。 調査頻度：道路交通の状況と同様とする。 調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 <p>【環境の保全のための措置の実施状況】*2</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期：供用時、適宜とする。 調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 	

*1.「自動車交通の発生に伴う地域交通への影響」の調査と兼ねて実施する。

*2.「自動車交通の発生に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。

表 13.2-1 (5) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
振動	-	-	建設機械の稼働に伴う振動の影響 ・建設機械の稼働状況(種類、台数、範囲等) ・環境の保全のための措置の実施状況(規格、工程、指導・整備・点検状況等)	事業実施区域内
			【建設機械の稼働状況】*1 ・調査時期 : 建設機械の稼働台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*1 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。	
工事	資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響 ・道路交通の状況(自動車交通量)	図13.2-2に示す調査地点と同様の1地点(T4)とする。	資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響 ・資材運搬等の車両の走行状況(種類、台数、ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況(規格、運行計画、指導・整備・点検状況等)	事業実施区域内、主要な走行ルート上
			【道路交通の状況】*2 ・調査時期 : 資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。 ・調査時間帯 : 24時間連続とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とし、C3の調査結果からT4を通過する交通量を算出する。	【資材運搬等の車両の走行状況】*3 ・調査時期 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*3 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

*1. 「建設機械の稼働に伴う騒音の影響」の調査と兼ねて実施する。

*2. 「資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響」の調査と兼ねて実施する。

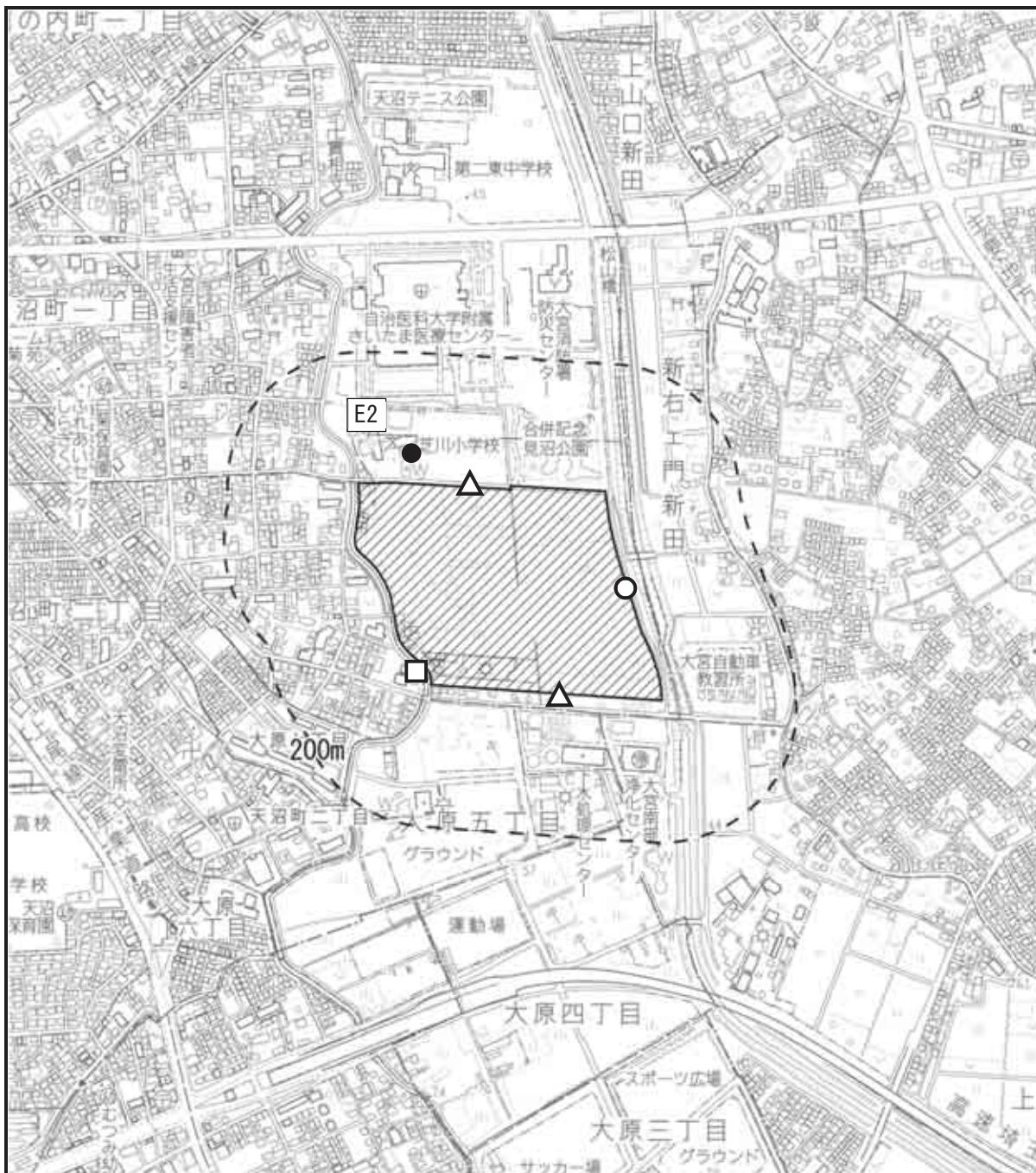
*3. 「資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。

表 13.2-1 (6) 事後調査の内容


項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
調査時期	存在・供用			
振動	<p>自動車交通の発生に伴う振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の状況(自動車交通量) 	<p>図 13.2-2 に示す調査地点と同様の 4 地点 (T1～T4) とする。</p>	<p>自動車交通の発生に伴う振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通の発生状況(種類、台数、走行ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況(指導・啓発状況等) 	<p>事業実施区域内、主要な走行ルート上</p>
		<p>【道路交通の状況】*1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査時期 : 供用時、施設の供用が定常状態となる時期の平日1日、休日1日とする。 ・調査時間帯 : 24時間連続とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とし、C1～C3の調査結果から T1～T4 を通過する交通量を算出する。 	<p>【自動車交通の発生状況】*2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査時期 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査時間帯 : 開園時間帯とする。 ・調査頻度 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 <p>【環境の保全のための措置の実施状況】*2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査時期 : 供用時、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 	

*1. 「自動車交通の発生に伴う地域交通への影響」の調査と兼ねて実施する。

*2. 「自動車交通の発生に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。



凡 例

-  事業実施区域
- 建設機械の稼働に伴う大気質・騒音調査地点
(E2・芝川小学校)
- △ 建設機械の稼働に伴う大気質調査地点
(最大付加濃度出現地点をもとに風上、風下に設定する。)
*北北西の風が卓越した場合の調査地点を図示した。
- 造成等の工事に伴う大気質調査地点
(予測最大濃度地点付近)
- 建設機械の騒音調査地点
(敷地境界最大レベル地点付近)



1:10,000

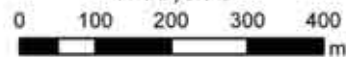
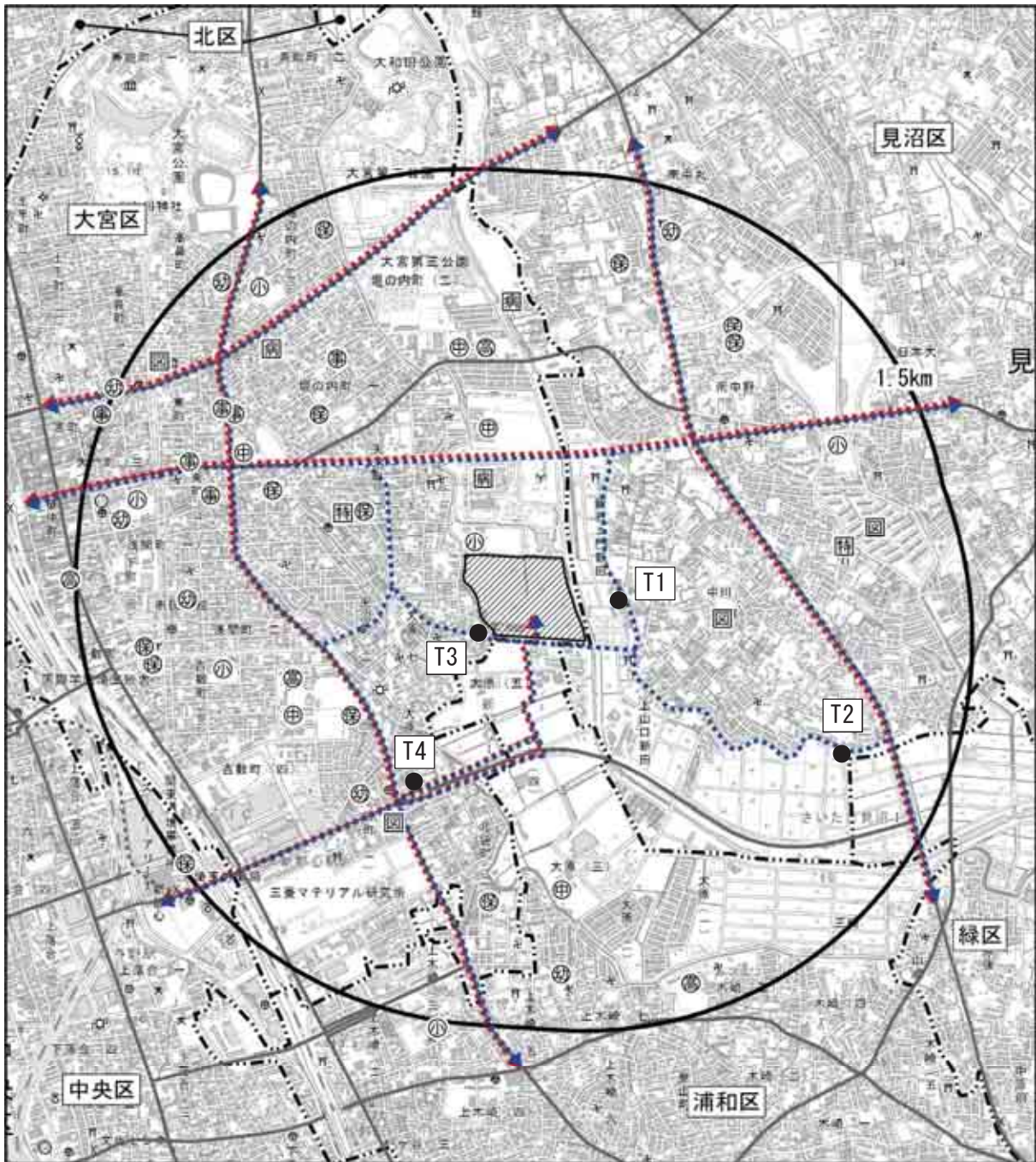








図 13.2-1 事後調査地点
(大気質・騒音)



凡 例

-  事業実施区域
-  区界
-  主要幹線道路（首都高・国道・県道）
-  建設機械及び資材運搬等の車両の主な走行ルート
-  自動車交通の発生箇所
-  騒音調査地点（T1～T4）

＜配慮施設等＞

- | | |
|---|---|
|  幼稚園 |  高等学校 |
|  保育園 |  図書館 |
|  小規模保育事業所等 |  病院 |
|  小学校 |  特別養護老人ホーム |
|  中学校 | |



1:25,000

0 250 500 750 1,000
m

図 13.2-2 事後調査地点
(騒音)

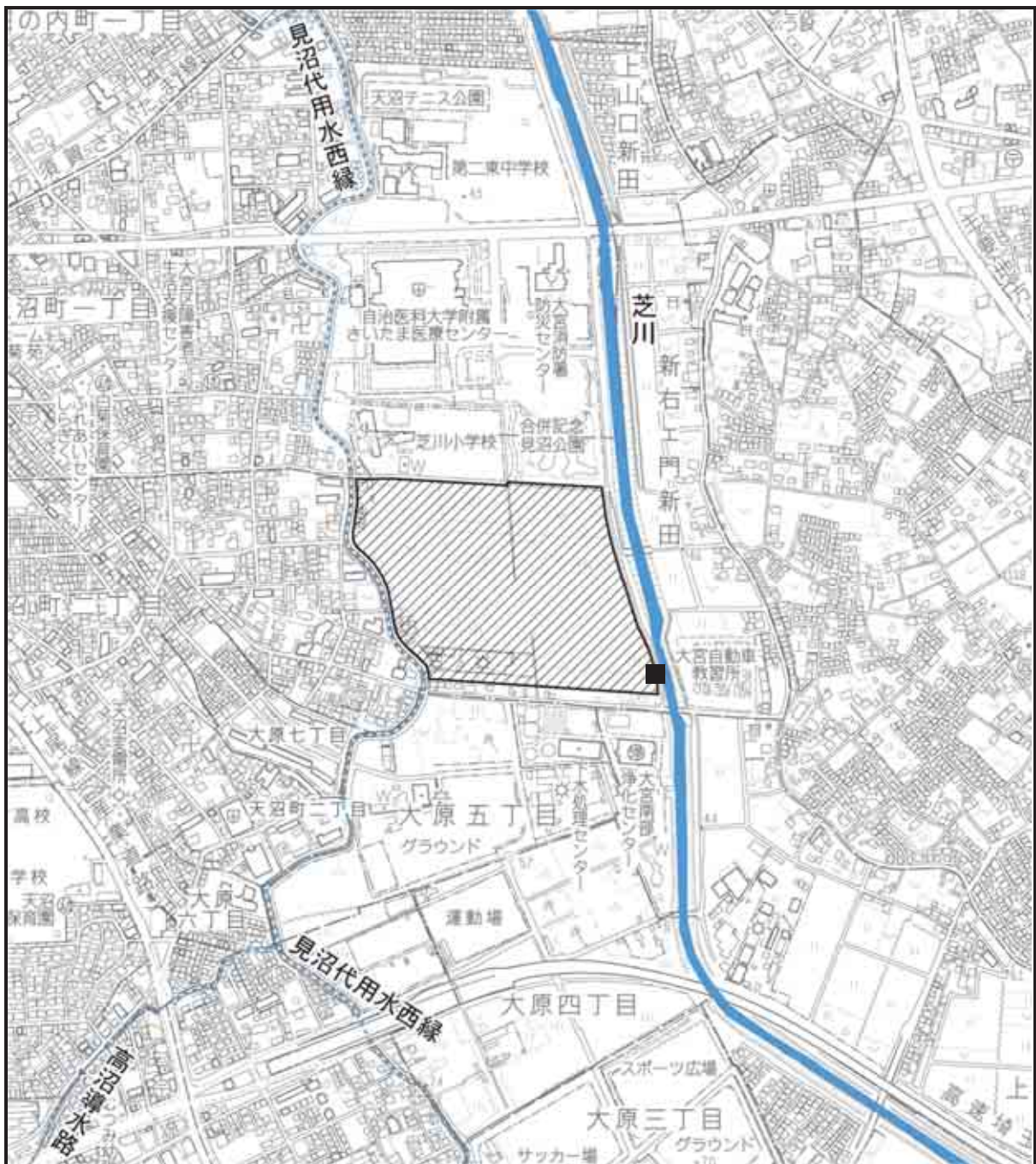
表 13.2-1(7) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
調査時期	造成等の工事に伴う水質への影響 ・浮遊物質量 ・水素イオン濃度	図 13.2-3 に示す見沼の池から芝川への排水地点とする。	造成等の工事に伴う水質への影響 ・土工事(掘削工事)の実施状況 (土工事(掘削工事)の範囲、深度等) ・環境の保全のための措置の実施状況 (仮設調整池の状況等)	事業実施区域内
	工事	【水質の状況】 ・調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 「水質汚濁に係る環境基準について」に定める測定方法とする。	【土工事(掘削工事)の実施状況】 ・調査時期 : 水質の状況と同様とする。 ・調査時間帯 : 水質の状況と同様とする。 ・調査頻度 : 水質の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。	【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期 : 供用時、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
水質	施設の供用に伴う水質への影響 ・生物化学的酸素要求量 ・浮遊物質量 ・水素イオン濃度 ・溶存酸素量 ・化学的酸素要求量 ・全窒素 ・全リン ・大腸菌群数 ・n-ヘキササン抽出物質 ・全亜鉛 ・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼン ・スルホン酸及びその塩	図 13.2-3 に示す見沼の池から芝川への排水地点とする。	施設の供用に伴う水質への影響 ・環境の保全のための措置の実施状況 (実施設計図書、見沼の池の状況等)	事業実施区域内
存在・供用	【水質の状況】 ・調査時期 : 供用時、施設の供用が定常状態となる時期で、1年程度の期間の平常時とする。 ・調査頻度 : 4回(濁水期、豊水期を含む)とする。 ・調査方法 : 「水質汚濁に係る環境基準について」に定める測定方法とする。			





表 13.2-1(8) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
水象	造成等の工事に伴う水象への影響 ・河川流量	図13.2-3に示す見沼の池から芝川への排水地点とする。	【水象の状況】 ・調査時期：土工事(掘削工事)期間中とする。 ・調査時間帯：工事時間帯とする。 ・調査頻度：1回とする。 ・調査方法：「水質調査方法について」に定める測定方法とする。	【土工事(掘削工事)の実施状況】*1 ・調査時期：土工事(掘削工事)期間中とする。 ・調査時間帯：工事時間帯とする。 ・調査頻度：1回とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*1 ・調査時期：土工事(掘削工事)期間中、適宜とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
	敷地及び施設の存在、施設の供用に伴う水象への影響 ・河川流量	図13.2-3に示す見沼の池から芝川への排水地点とする。	【水象の状況】 ・調査時期：供用時、施設の供用が定常状態となる時期で、1年程度の期間の平常時とする。 ・調査頻度：4回(渇水期、豊水期を含む)とする。 ・調査方法：「水質調査方法について」に定める測定方法とする。	—
地象	—	—	施設及び敷地の存在に伴う地象への影響 ・施設及び敷地の存在の状況 (造成、植栽、地盤改良状況等) ・環境の保全のための措置の実施状況 (表土仮置き等)	【施設及び敷地の存在】 ・調査時期：工事期間中及び供用時の適宜とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期：工事期間中、適宜とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

*1.「造成等の工事に伴う水質への影響」の調査と兼ねて実施する。



凡 例

-  事業実施区域
-  一級河川(芝川)
-  用水路
-  造成等の工事、施設の供用に伴う
水質・水象調査地点(排水口)



1:10,000

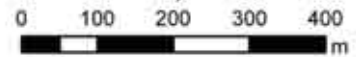


図 13.2-3 事後調査地点
(水質・水象)

表 13. 2-1 (9) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
動物	—	—	建設機械の稼働による動物への影響 ・建設機械の稼働状況(種類、台数、範囲等) ・環境の保全のための措置の実施状況(規格、工程、指導・整備・点検状況等)	事業実施区域内
	—	—	資材運搬等の車両の走行による動物への影響 ・資材運搬等の車両の走行状況(種類、台数、ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況(規格、運行計画、指導・整備・点検状況等)	事業実施区域内、主要な走行ルート
	—	—	造成等の工事に伴う動物への影響 ・土工事(掘削工事)の実施状況(土工事(掘削工事)の範囲、深度等) ・環境の保全のための措置の実施状況(仮設調整池の状況等)	事業実施区域内

*1. 「建設機械の稼働に伴う騒音の影響」の調査と兼ねて実施する。

*2. 「資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。

*3. 「造成等の工事に伴う水質への影響」の調査と兼ねて実施する。

【建設機械の稼働状況】*1
・調査時期：建設機械の稼働台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。
・調査時間帯：工事時間帯とする。
・調査頻度：1回とする。
・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

【環境の保全のための措置の実施状況】*1
・調査時期：工事期間中、適宜とする。
・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

【資材運搬等の車両の走行状況】*2
・調査時期：資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。
・調査時間帯：工事時間帯とする。
・調査頻度：1回とする。
・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

【環境の保全のための措置の実施状況】*2
・調査時期：工事期間中、適宜とする。
・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

【土工事(掘削工事)の実施状況】*3
・調査時期：土工事(掘削工事)期間中とする。
・調査時間帯：工事時間帯とする。
・調査頻度：1回とする。
・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

【環境の保全のための措置の実施状況】*3
・調査時期：土工事(掘削工事)期間中、適宜とする。
・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-1(10) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
動物	敷地及び施設の変更)による動物への影響 ・保全すべき種の状況	事業実施区域及びその周辺(見沼の池周辺の湿地環境)	敷地及び施設の変更)による動物への影響 ・環境の保全のための措置の実施状況(施工計画、土工事、見沼の池の状況等)	事業実施区域内
	—	—	施設の供用に伴う動物への影響 ・施設の供用状況(植栽状況等)	事業実施区域内
	—	—	自動車交通の発生に伴う動物への影響 ・自動車交通の発生状況(種類、台数、走行ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況(指導・啓発状況等)	事業実施区域内、主要な走行ルート
	調査時期	調査方法	【保全すべき種の状況】(クマコオロギ、ハネナガイナゴ) ・調査時期 : 供用時、施設の供用が定常状態となる時期で、秋季とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 現地踏査及び任意採集法とする。	【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期 : 工事期間中(段階的な土工事、見沼の池等の造成の先行)、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
	存在・供用		【施設の供用状況】 ・調査時期 : 供用時、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。	【自動車交通の発生状況】*1 ・調査時期 : 供用時、施設の供用が定常状態となる時期の平日1日、休日1日とする。 ・調査時間帯 : 開園時間帯とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
			【環境の保全のための措置の実施状況】*1 ・調査時期 : 供用時、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。	

*1.「自動車交通の発生に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。

表 13.2-1(11) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
植物	工事	—	造成等の工事に伴う植物への影響 ・土工事(掘削工事)の実施状況 (土工事(掘削工事)の範囲、深度等) ・環境の保全のための措置の実施状況 (仮設調整池の状況等)	事業実施区域内 【土工事(掘削工事)の実施状況】*1 ・調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*1 ・調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
	存在・供用	敷地及び施設の変化による植物への影響 ・保全すべき種の状況	事業実施区域内 (見沼の池周辺の湿地環境)、 移植先	事業実施区域内 【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
	—	—	敷地及び施設の変化による植物への影響 ・環境の保全のための措置の実施状況 (施工計画、土工事、見沼の池、移植状況等) 施設の供用に伴う植物への影響 ・施設の供用状況 (植栽状況等)	事業実施区域内 【施設の供用状況】*2 ・調査時期 : 供用時、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

*1.「造成等の工事に伴う水質への影響」の調査と兼ねて実施する。

*2.「施設の供用に伴う動物への影響」の調査と兼ねて実施する。

表 13. 2-1 (12) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
生態系	—	—	建設機械の稼働による生態系への影響 ・建設機械の稼働状況(種類、台数、範囲等) ・環境の保全のための措置の実施状況(規格、工程、指導・整備・点検状況等)	事業実施区域内 【建設機械の稼働状況】*1 ・調査時期 : 建設機械の稼働台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*1 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
	—	—	資材運搬等の車両の走行に伴う生態系への影響 ・資材運搬等の車両の走行状況(種類、台数、ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況(規格、運行計画、指導・整備・点検状況等)	事業実施区域内、主要な走行ルート 【資材運搬等の車両の走行状況】*2 ・調査時期 : 資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*2 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
	—	—	造成等の工事に伴う生態系への影響 ・土工事(掘削工事)の実施状況(土工事(掘削工事)の範囲、深度等) ・環境の保全のための措置の実施状況(仮設調整池の状況等)	事業実施区域内 【土工事(掘削工事)の実施状況】*3 ・調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*3 ・調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

*1. 「建設機械の稼働に伴う騒音の影響」の調査と兼ねて実施する。

*2. 「資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。

*3. 「造成等の工事に伴う水質への影響」の調査と兼ねて実施する。

表 13. 2-1 (13) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
生態系	敷地及び施設の影響 (土地の改変)による生態系への影響 ・着目種の状況	事業実施区域及びその周辺、見沼の池周辺の湿地環境	【着目種の状況】 (アカメヤマガキ群落、オギ群落) ・調査時期 : 供用時、施設の供用が定常状態となる時期で、夏季または秋季とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 現地踏査及び目視観察する。	事業実施区域内 【環境の保全のための措置の実施状況】*1 ・調査時期 : 工事期間中(段階的な土工事、見沼の池等の造成の先行)、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
	—	—	—	事業実施区域内 【施設の供用状況】*2 ・調査時期 : 供用時、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
	—	—	自動車交通の発生に伴う生態系への影響 ・自動車交通の発生状況(種類、台数、走行ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況(指導・啓発状況等)	事業実施区域内、主要な走行ルート 【自動車交通の発生状況】*3 ・調査時期 : 供用時、施設の供用が定常状態となる時期の平日1日、休日1日とする。 ・調査時間帯 : 開園時間帯とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
景観	敷地及び施設の影響による景観への影響 ・景観資源の状況 ・主要な眺望景観の状況	図 13. 2-4 に示す調査地点と同様の 4 地点 (V1 ~ V3, V5) とする。	【景観資源の状況、主要な眺望景観の状況】 ・調査時期 : 供用時、施設の供用が定常状態となる時期で、夏季とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 写真撮影による方法とする。	事業実施区域内 【敷地及び施設の存在の状況】 ・調査時期 : 景観資源の状況、主要な眺望景観の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】 ・調査時期 : 供用時、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

*1. 「敷地及び施設の影響による動物への影響」の調査と兼ねて実施する。

*2. 「施設の供用に伴う動物への影響」の調査と兼ねて実施する。

*3. 「自動車交通の発生に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。

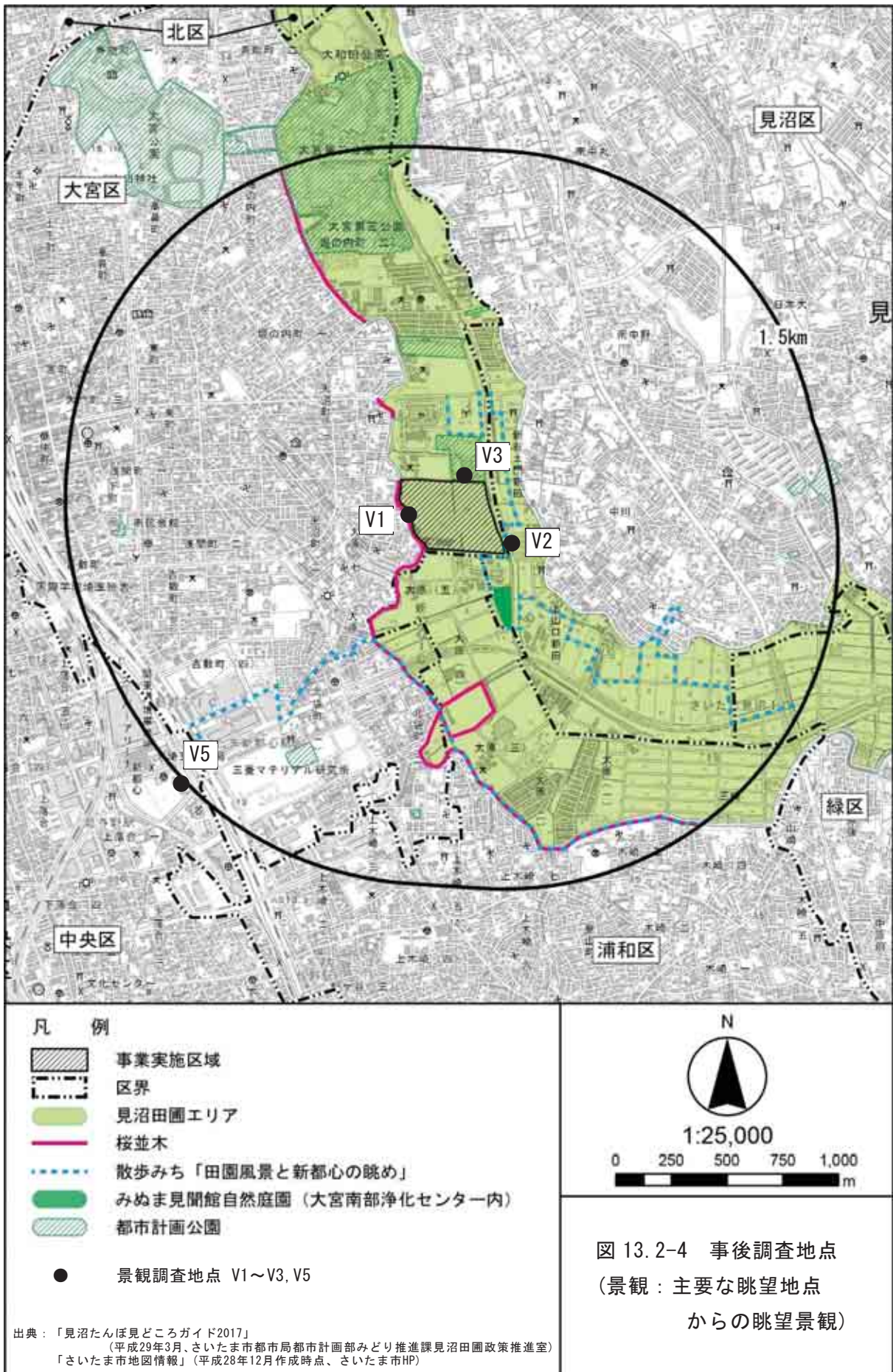


表 13.2-1(14) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
自然とのふれあいの場			建設機械の稼働、造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場への影響 ・建設機械の稼働状況(種類、台数、範囲等) ・土工事(掘削工事)の実施状況 (土工事(掘削工事)の範囲、深度等) ・環境の保全のための措置の実施状況(規格、工程、指導・整備・点検状況、散水等の粉じん対策状況等)	事業実施区域内
	調査時期	調査方法	調査項目	調査方法
工事			【建設機械の稼働状況】*1 ・調査時期 : 建設機械の稼働台数及び大気汚染物質排出量が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1週間(7日間連続)とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【土工事(掘削工事)の実施状況】*2 ・調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*1,2 ・調査時期 : 工事期間中及び土工事(掘削工事)期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする	【資材運搬等の車両の走行状況】*4 ・調査時期 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*4 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
	資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響 ・道路交通の状況(自動車交通量)	図13.2-5に示す自動車交通量は調査地点と同様の1地点(C3)とする。	資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響 ・資材運搬等の車両の走行状況 (種類、台数、ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況(規格、運行計画、指導・整備・点検状況等)	事業実施区域内、主要な走行ルート
	調査時期	調査方法	調査項目	調査方法
			【道路交通の状況】*3 ・調査時期 : 資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。 ・調査時間帯 : 24時間連続とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とする。	【資材運搬等の車両の走行状況】*4 ・調査時期 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 道路交通の状況と同様とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*4 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

*1.「建設機械の稼働に伴う大気質の影響」の調査と兼ねて実施する。

*2.「造成等の工事に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。

*3.「資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響」の調査と兼ねて実施する。

*4.「資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。

表 13. 2-1(15) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
調査時期				
自然とのふれあいの場	-	-	敷地及び施設の有存在による自然とのふれあいの場への影響 ・環境の保全のための措置の実施状況(施工計画、土工事、見沼の池の状況等)	事業実施区域内
	-	-	施設の供用に伴う自然とのふれあいの場への影響 ・施設の供用状況(植栽状況等)	事業実施区域内
	存在・供用	-	自動車交通の発生に伴う自然とのふれあいの場への影響 ・道路交通の状況(自動車交通量)	事業実施区域内、主要な走行ルート

*1. 「敷地及び施設の有存在(土地の改変)による動物への影響」の調査と兼ねて実施する。

*2. 「施設の供用に伴う動物への影響」の調査と兼ねて実施する。

*3. 「自動車交通の発生に伴う地域交通への影響」の調査と兼ねて実施する。

*4. 「自動車交通の発生に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。

表 13.2-1(16) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況		
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点	
廃棄物等	<p>造成等の工事に伴う廃棄物等への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の排出状況 ・ 残土の発生状況 	事業実施区域内	<p>【廃棄物の排出状況、残土の排出状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時期 : 工事期間中とする。 ・ 調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 	<p>造成等の工事に伴う廃棄物等の排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土工事(掘削工事)の実施状況 (土工事(掘削工事)の範囲、深度等) ・ 環境の保全のための措置の実施状況 (排出抑制、再生・有効利用の促進状況等) 	事業実施区域内
	<p>施設の供用に伴う廃棄物等への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の排出状況 	事業実施区域内	<p>【廃棄物の排出状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時期 : 供用時、施設の供用が定常状態となる時期で、1年間とする。 ・ 調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 	<p>施設の供用に伴う廃棄物等の排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の排出状況 ・ 環境の保全のための措置の実施状況 (排出抑制、再生・有効利用の促進状況等) 	事業実施区域内
	<p>工事</p>		<p>【土工事(掘削工事)の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中、適宜とする。 ・ 調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 <p>【環境の保全のための措置の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時期 : 土工事(掘削工事)期間中、適宜とする。 ・ 調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 		
	<p>存在・供用</p>		<p>【施設の供用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時期 : 供用時、適宜とする。 ・ 調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 <p>【環境の保全のための措置の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時期 : 供用時、施設の供用が定常状態となる時期で、1年間とする。 ・ 調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 		

表 13.2-1(17) 事後調査の内容

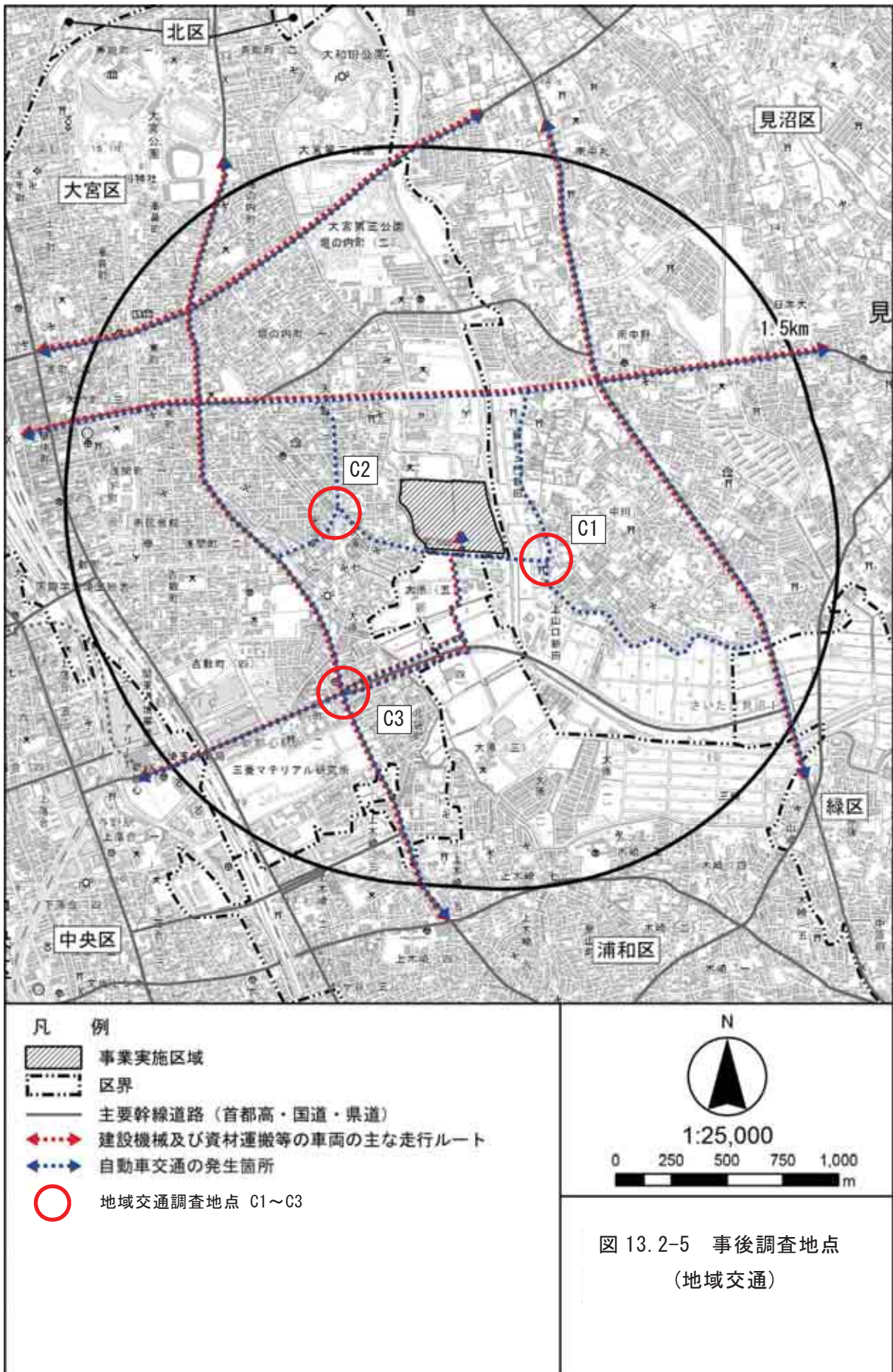
項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
調査時期				
温室効果ガス等	資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の排出量	図 13.2-5 に示す自動車交通量は調査地点と同様の 1 地点 (C3) とする。	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の排出量 ・建設機械の稼働状況 (種類、台数、範囲等) ・環境の保全のための措置の実施状況 (規格、工程、指導・整備・点検状況等)	事業実施区域内
	【道路交通の状況】*2 ・調査時期 : 資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。 ・調査時間帯 : 24時間連続とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とする。		【建設機械の稼働状況】*1 ・調査時期 : 建設機械の稼働台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。 ・調査時間帯 : 工事時間帯とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*1 ・調査時期 : 工事期間中、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。	
工事	資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の排出量 ・道路交通の状況 (自動車交通量)	図 13.2-5 に示す自動車交通量は調査地点と同様の 1 地点 (C3) とする。	資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の排出量 ・資材運搬等の車両の走行状況 (種類、台数、ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況 (規格、運行計画、指導・整備・点検状況等)	事業実施区域内、主要な走行ルート
存在・供用	自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の排出量 ・道路交通の状況 (自動車交通量)	図 13.2-5 に示す調査地点と同様の 3 地点 (C1~C3) とする。	自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の排出量 ・自動車交通の発生状況 (種類、台数、ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況 (指導・啓発状況等)	事業実施区域内、主要な走行ルート
	【道路交通の状況】*4 ・調査時期 : 供用時、施設の供用が定常状態となる時期の平日1日、休日1日とする。 ・調査時間帯 : 24時間連続とする。 ・調査頻度 : 1回とする。 ・調査方法 : ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とする。		【自動車交通の発生状況】*5 ・調査時期 : 施設の供用が定常状態となる時期で、1年間とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*5 ・調査時期 : 供用時、適宜とする。 ・調査方法 : 写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。	

*1. 「建設機械の稼働に伴う騒音の影響」の調査と兼ねて実施する。
 *2. 「資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響」の調査と兼ねて実施する。
 *3. 「資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。
 *4. 「自動車交通の発生に伴う地域交通への影響」の調査と兼ねて実施する。
 *5. 「自動車交通の発生に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。

表 13.2-1(19) 事後調査の内容

項目	環境の状況又は環境への負荷の状況		対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況	
	調査項目	調査地点	調査項目	調査地点
調査時期	存在・供用	自動車交通の発生に伴うコミュニティへの影響 ・道路交通の状況	【道路交通の状況】*1 ・調査時期：供用時、施設の供用が定常状態となる時期の平日1日、休日1日とする。 ・調査時間帯：24時間連続とする。 ・調査頻度：1回とする。 ・調査方法：ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とする。	【自動車交通の発生状況】*2 ・調査時期：道路交通の状況と同様とする。 ・調査時間帯：開園時間帯とする。 ・調査頻度：道路交通の状況と同様とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*2 ・調査時期：供用時、適宜とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
	工事	資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響 ・道路交通の状況(自動車交通量)	【道路交通の状況】 ・調査時期：資材運搬等の車両の走行台数が最大となる工事開始4ヶ月目の代表的な1日とする。 ・調査時間帯：24時間連続とする。 ・調査頻度：1回とする。 ・調査方法：ハンドカウンタを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とする。	【資材運搬等の車両の走行の状況】*3 ・調査時期：道路交通の状況と同様とする。 ・調査時間帯：工事時間帯とする。 ・調査頻度：道路交通の状況と同様とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*3 ・調査時期：工事期間中、適宜とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。
地域交通	自動車交通の発生に伴う地域交通への影響 ・道路交通の状況(自動車交通量)	図 13.2-5 に示す調査地点と同様の3地点(C1～C3)とする。	自動車交通の発生に伴う地域交通への影響 ・自動車交通の発生状況(種類、台数、走行ルート等) ・環境の保全のための措置の実施状況(指導・啓発状況等)	【自動車交通の発生状況】*4 ・調査時期：道路交通の状況と同様とする。 ・調査時間帯：開園時間帯とする。 ・調査頻度：道路交通の状況と同様とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。 【環境の保全のための措置の実施状況】*4 ・調査時期：供用時、適宜とする。 ・調査方法：写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

*1.「自動車交通の発生に伴う地域交通への影響」の調査と兼ねて実施する。
*2.「自動車交通の発生に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。
*3.「資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。
*4.「自動車交通の発生に伴う大気質への影響」の調査と兼ねて実施する。



13.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果に基づき、予測及び評価の結果を検証し、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その原因を究明するための調査等を行う。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、事業者が主体となり、必要に応じ関係機関及び専門家の助言・指導等を受けながら、速やかに適切な追加の環境の保全のための措置及び継続的な監視調査を検討し、実施する。

13.4 事後調査の実施体制

13.4.1 事後調査書の提出時期

1) 工事中の事後調査

工事期間中、表 13.2-1 に示す各項目の調査時期・期間に実施し、大気質、騒音・低周波音、振動、水質、水象、自然とのふれあいの場、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ及び地域交通の環境の状況又は環境への負荷の状況は、事後調査の終了後から約 6 ヶ月経過後までに事後調査書を提出する予定である。なお、対象事業の実施状況及び環境の保全のための措置の実施状況については、工事期間中、適宜実施することから、供用時の事後調査とあわせて報告する予定である。

2) 供用時の事後調査

公園の供用時、表 13.2-1 に示す各項目の調査時期・期間に調査を実施し、供用開始から定常状態に達する 5 年～10 年程度経過後に事後調査書を提出する予定である。

13.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査の実施者は、都市計画決定権者であるさいたま市とする。

第 14 章 環境影響評価の受託者の氏名及び住所

第14章 環境影響評価の受託者の氏名及び住所

受託者の名称：国際航業株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 土方聡

主たる事務所の所在地：東京都府中市晴見町 2-24-1

第 15 章 準備書について環境の保全の見地からの
意見を有する者の意見の概要

第 15 章 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「さいたま市環境影響評価条例」(平成 15 年 3 月、条例第 32 号)第 15 条の規定に基づき、「(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書」の縦覧を行った。

準備書の縦覧の概要は以下のとおりである。

縦覧期間：平成 30 年 6 月 25 日(月)～平成 30 年 7 月 25 日(水)

- 縦覧場所：
1. さいたま市環境局環境共生部環境対策課
 2. さいたま市都市局都市計画部都市公園課
 3. 各区役所情報公開コーナー
 4. 各さいたま市立図書館
 5. 大宮南公民館、大宮中部公民館、大宮東公民館

「さいたま市環境影響評価条例」第 17 条第 1 項の規定に基づき、事業者において、平成 30 年 6 月 25 日(月)から縦覧期間満了の日から 2 週間を経過する平成 30 年 8 月 8 日(水)まで、環境保全の見地からの意見を受け付けた。

結果として、期間中に環境の保全の見地からの意見の提出はなかった。

第 16 章 準備書についての市長の意見

第 16 章 準備書についての市長の意見

「(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書」について、「さいたま市環境影響評価条例」第 19 条第 1 項の規定に基づき、さいたま市長から提出された意見は、以下のとおりである。

意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第 19 条第 1 項の規定により (仮称) セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書について、下記のとおり意見を述べます。

記

(仮称) セントラルパーク整備事業環境影響評価書 (以下「評価書」という。) については、次の事項を勘案して作成すること。

1 総括事項

- (1) 評価書は、さいたま市環境影響評価技術指針及び同手引に従って作成すること。
- (2) 図書に記載したデータに多くの誤りがあると、図書全体の信頼性が低下するおそれがあるので、十分注意すること。
- (3) アセス実施から事業着手までに期間が開くと、事業実施区域の環境は変化する可能性がある。

また、現段階で公園の設計が具体化されておらず、項目によっては予測・評価及び環境保全措置の検討が十分にできていない部分も見受けられる。事業着手までの期間に、環境の状況の変化が確認された場合や計画が具体化した場合においては、大きな変化が確認された部分について、環境影響評価の手続きを再実施すること。

2 計画

- (1) p. 2-21 の建築施設計画には、「ビジターセンターが環境共生のセンター機能も發揮していくために、エコライフの機能を取り込んでいく。」とあるが、すでに検討されているエコライフの機能、例えば再生水の利用を考えているのであれば、その利用方法を具体的に記載すること。
- (2) 現在のところ、事業実施区域の近くには路線バスが通っているが、公園内にバス停の設置は予定されていない。交通渋滞の緩和や大気質等の環境保全措置のために公共交通機関の利用を推進しているので、公園内にバス停の設置や乗り入れを想定した駐車場整備なども計画すると良い。
- (3) 本事業は、さいたま新都心の広域防災・医療拠点としての役割を補完することも目指しているが、広域避難場所の機能を持たせることも検討するとともに、新都心からの交通の整備や、救助部隊が集結する際に植栽等が邪魔にならないような設計を行うことが望ましい。

3 調査、予測及び評価の結果

(1) 大気質

ア 環境保全措置について

自動車交通の発生に伴う大気質への影響について、p. 10. 1-53 等に環境保全措置として記載されている、アイドリングストップやシェアサイクルの利用推進は、窒素酸化物等を削減するための有効な対策であるので、積極的に推進すること。

イ 微小粒子状物質について

微小粒子状物質(PM2.5)については、さいたま市環境影響評価技術指針では対象項目としていないが、市民の関心が高い項目でもあるので、今後の動向を踏まえ、必要に応じて追加調査を検討する等、適切な対応を行うことが望ましい。

(2) 騒音及び振動

ア 道路に面する地域の環境基準値(p. 10. 2-8)

騒音に関する道路に面する地域の環境基準値は、地域の類型、面する道路の種類、及び車線数により決まるので、評価書では対象とする道路の種類、名称および車線数を記載すること。

イ 学校環境衛生基準(p. 10. 2-15)

建設機械の稼働に伴う騒音の影響の予測において、芝川小学校校舎の窓の外側に設定されている予測地点については、地上からの高さのみの記載であって教室の窓面からの水平距離の記載がない。学校環境衛生基準は教室内の基準であるため、評価書では教室と予測地点の位置関係を明確に示すこと。

ウ 配慮施設への対応

事業実施区域は、配慮施設である芝川小学校や医療施設と隣接、又は近接している。建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測結果は、遮音壁を設置することで規制基準を満たしているが、実際の稼働状況等によっては基準を超過し周辺に対し影響を及ぼすおそれがあるため、造成工事中は影響を最小限にするよう十分配慮すること。

(3) 水質

ア 水質への影響

造成などの工事に伴う水質への影響について予測する際、降雨強度の設定に当たっては「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」に基づき 3mm/h という平均降雨強度を用いているが、近年は 50mm/h など激しい降雨が増えていることから、降雨量が増大した状態も考慮すること。また、見沼の池に関しては、降雨時に芝川の逆流水が流入する可能性も考慮すること。

イ 予測・評価

池の水の水質について、隣接する合併記念見沼公園におけるヨシ等の植物による水質浄化の実績を元に定性的な予測及び評価を行ったとある。しかし、合併記念見沼公園の池の水質の維持がヨシの浄化作用によるものであるとは証明できておらず、隣の公園の実績のみをもって本事業でも水質が保全されると結論付けるのは難しい。予測及び評価をするのであれば、ヨシの配置やヨシによる浄化の効果などを具体的に示し、できるだけ定量的な予測・評価を行うよう努めること。

(4) 動物

ア 繁殖期への影響

造成工事等、大きな騒音の発生が予測される作業を実施する場合、できる限り保全すべき種の繁殖期を避け、事業実施による影響を極力回避・低減するよう努めること。

イ 特定外来生物の駆除(p. 10. 7-4、10. 7-6 等)

現地調査では、アライグマやカミツキガメ等の特定外来生物が確認されている。事業の実施によってこれらの生物が区域外に逃げ出した場合、実施区域内周辺の生態系や生活環境に影響を与える恐れがあることから特定外来生物が発見された場合は、速やかに捕獲し、適切に処分すること。

(5) 植物・生態系

ア 予測結果について(p10. 8-19)

事業計画の策定にあたっては、環境への影響をできる限り回避し、又は低減させるための措置を優先して検討すべきであるが、事業計画区域で確認された保存すべき群落であるアカメヤナギ群落は、この事業の実施により、すべて消失すると予測されている。現在、事業地内のアカメヤナギ群落は動物等の生息の場にもなっているので、できるだけ既存の植栽を生かすような計画にされたい。

イ 代償措置(p. 10. 8-23)

事業実施区域内で確認されたミゾコウジュの生育地は、対象事業の実施によりすべて消失するという強い懸念がある。可能な限り保全するのが望ましいが、代償措置として移植を行うのなら、市内での実績を参考に、その手法が有効であることの根拠を示すこと。また、事業実施に当たっては、細心の注意を払い移植等の代償措置を確実に実施し、継続的モニタリング等を行い、定着状況を確認すること。

ウ 保全すべき種への影響(p. 10. 8-2、p. 10. 8-23 など)

事業実施区域ではミゾコウジュの他、ウスゲチョウジタデも確認されている。また、事業実施区域近傍でも保全すべき種が確認されている。事業着手までの間に期間が開くと、植生が変化する可能性があるため、定期的な状況把握に努めること。

エ 生育環境の質的向上

現在の事業実施区域にはオギやカナムグラなどが生育しており、動植物の生育環境としては少し荒れている部分があるが、事業実施による緑地の良好な環境の創出で、生育環境の質的向上が予測される。ただし、p. 10. 8-24 の予測結果によると、緑被率の数値自体はあまり変わらない(81.2%→池を含め 81.9%)ので、動植物の生育環境も考慮した質的向上について、より具体的に評価すること。

(6) 地域交通

ア 道路の状況(p. 10. 15-3)

事業地実施区域周辺には教育機関や医療施設が隣接、又は近接しており、小中学校等の通学路となっている道路がある。特に、C1、C2については、見通しも悪く非常に車が出入りしにくい状況である。事業実施に当たっては、事業実施区域周辺の道路の交通安全対策を十分に検討すること。また、現在C2地点は西隣の浅間町の交差点付近から工事を行っており、道路の状況は変化している。このように、事業着手までに道路環境に変化があった場合には、その状況に応じて再検討すること。

イ 環境保全措置(p. 10. 15-20)

環境の保全のための措置としてシェアサイクルの利用の推進を挙げているが、自転車交通の増加による自動車と自転車の事故、自転車と歩行者の事故の両方の増加が懸念される。本事業に伴い自動車、自転車、歩行者ともに安全かつ快適に通行できるような道路環境が計画的に整備されるよう、関連部署と連携して事業を進めること。

4 事後調査の計画

(1) 関連車両の調査

大気質・騒音・振動などの調査は、ある一定の工事期間中のサンプリングであり工事全体の状況を把握することはできないが、工事現場に出入りする関連車両の状況を日報等の台数管理で示せると、事後調査と工事状況を比較できるため、事後調査報告書として信頼性の高いものになる。

注) ページ番号は、(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書の該当箇所を示す。

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての
事業者の見解

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての事業者の見解

17.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 15 章において示したとおり、環境の保全の見地からの意見はなかった。

17.2 市長の意見と事業者の見解

第 16 章において示した市長の意見と事業者の見解は、表 7.2-1 に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 市長の意見と事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解
1. 総括事項	(1) 評価書は、さいたま市環境影響評価技術指針及び同手引に従って作成すること。	本評価書は、さいたま市環境影響評価技術指針及び同手引に従って作成しました。
	(2) 図書に記載したデータに多くの誤りがあると、図書全体の信頼性が低下するおそれがあるので、十分注意すること。	評価書の作成にあたっては、記載データに誤りが無いことはもとより、整合性の確認等、十分に注意を行い、作成しました。
	(3) アセス実施から事業着手までに期間が開くと、事業実施区域の環境は変化する可能性がある。 また、現段階で公園の設計が具体化されておらず、項目によっては予測・評価及び環境保全措置の検討が十分にできていない部分も見受けられる。事業着手までの期間に、環境の状況の変化が確認された場合や計画が具体化した場合においては、大きな変化が確認された部分について、環境影響評価の手続きを再実施すること。	評価書の作成にあたっては、作成時点の公園計画に基づき、予測・評価及び環境保全措置の検討を行っています。ただし、今後の公園設計において、評価書にて設定しました予測条件と異なる内容となる可能性があります。また、事業着手までの期間においても、事業実施区域及びその周辺の環境の変化が生じる可能性があります。これらの予測条件の変更や環境の変化が確認された場合は、自主的な対応として該当項目の予測・評価の実施の必要性を検討します。さらに、予測・評価結果を踏まえ、関係機関と協議の上、環境影響評価の再手続の必要性を検討します。
2. 計画	(1) p. 2-21 の建築施設計画には、「ビジターセンターが環境共生のセンター機能も発揮していくために、エコライフの機能を取り込んでいく。」とあるが、すでに検討されているエコライフの機能、例えば再生水の利用を考えているのであれば、その利用方法を具体的に記載すること。	今後の公園設計における建築施設計画、緑化計画の策定において、具体的な内容を検討します。

表 7.2-1(2) 市長の意見と事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解
2. 計画	(2) 現在のところ、事業実施区域の近くには路線バスが通っているが、公園内にバス停の設置は予定されていない。交通渋滞の緩和や大気質等の環境保全措置のために公共交通機関の利用を推進しているので、公園内にバス停の設置や乗り入れを想定した駐車場整備なども計画すると良い。	今後の公園設計における建築施設計画、緑化計画の策定において、具体的な内容を検討します。
	(3) 本事業は、さいたま新都心の広域防災・医療拠点としての役割を補完することも目指しているが、広域避難場所の機能を持たせることも検討するとともに、新都心からの交通の整備や、救助部隊が集結する際に植栽等が邪魔にならないような設計を行うことが望ましい。	今後の公園設計における建築施設計画、緑化計画の策定において、具体的な内容を検討します。
3. 調査、予測及び評価の結果	(1) 大気質 ア 環境保全措置について	自動車交通の発生に伴う大気質への影響について、p. 10. 1-53 等に環境保全措置として記載されている、アイドリングストップやシェアサイクルの利用推進は、窒素酸化物等を削減するための有効な対策であるので、積極的に推進すること。
	イ 微小粒子状物質について	大気質への影響の環境保全措置として、公園利用者に対するアイドリングストップの呼びかけ、シェアサイクルの利用推進を積極的に行っていきます。
	(2) 騒音及び振動 ア 道路に面する地域の環境基準値 (p. 10. 2-8)	「微小粒子状物質 (PM2. 5)」については、さいたま市環境影響評価技術指針における対象項目となっていないことや予測手法が確立されていないことから、環境影響評価の項目として選定していません。ただし、事業着手までの期間における大気質保全の動向、さいたま市環境影響評価技術指針の改訂状況を踏まえつつ、予測手法が確立された場合には、自主的な対応として追加調査、予測・評価の実施の必要性を検討し、適切な対応を行います。
		対象とする道路の種類(県道、市道など)、名称および車線数を追記しました。

表 7.2-1(3) 市長の意見と事業者の見解

	項目	市長の意見	事業者の見解
3. 調査、予測及び評価の結果	イ 学校環境衛生基準 (p.10.2-15)	建設機械の稼働に伴う騒音の影響の予測において、芝川小学校校舎の窓の外側に設定されている予測地点については、地上からの高さのみの記載であって教室の窓面からの水平距離の記載がない。学校環境衛生基準は教室内の基準であるため、評価書では教室と予測地点の位置関係を明確に示すこと。	教室と予測地点の位置関係を明示しました。
	ウ 配慮施設への対応	事業実施区域は、配慮施設である芝川小学校や医療施設と隣接、又は近接している。建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測結果は、遮音壁を設置することで規制基準を満たしているが、実際の稼働状況等によっては基準を超過し周辺に対し影響を及ぼすおそれがあるため、造成工事中は影響を最小限にするよう十分配慮すること。	造成工事中は、「建設機械の効率的な稼働を図る」、「低騒音型、超低騒音型建設機械の使用に努める」、「建設機械の整備・点検を徹底する」といった環境保全措置を実施し、影響を最小限にするよう十分配慮します。
	(3)水質 ア 水質への影響	造成などの工事に伴う水質への影響について予測する際、降雨強度の設定に当たっては「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」に基づき3mm/hという平均降雨強度を用いているが、近年は50mm/hなど激しい降雨が増えていることから、降雨量が増大した状態も考慮すること。また、見沼の池に関しては、降雨時に芝川の逆流水が流入する可能性も考慮すること。	造成等の工事に伴う水質(浮遊物質量)の予測は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」で「人間活動がみられる日常的な降雨の条件」である弱雨(3mm/h)を予測対象としています。これは、人が河川に近づくような状況の中で予測を行うことが妥当であるという意味であると解釈しています。したがって、予測に用いる平均降雨強度は3mm/hと設定しています。 なお、見沼の池に関して、降雨時に芝川の逆流水が流入する状況については、事後調査において水質への影響の把握を検討します。
	イ 予測・評価	池の水の水質について、隣接する合併記念見沼公園におけるヨシ等の植物による水質浄化の実績を元に定性的な予測及び評価を行ったとある。しかし、合併記念見沼公園の池の水質の維持がヨシの浄化作用によるものであるとは証明できておらず、隣の公園の実績のみをもって本事業でも水質が保全されると結論付けるのは難しい。予測及び評価をするのであれば、ヨシの配置やヨシによる浄化の効果などを具体的に示し、できるだけ定量的な予測・評価を行うよう努めること。	見沼の池やヨシの配置等については、今後の公園設計や緑化計画等にて配置等の検討を行います。また、ヨシによる水質の浄化効果は、既存資料における面積あたりの浄化効果を整理・引用することで、できるだけ定量的な予測・評価を行いました。

表 7.2-1(4) 市長の意見と事業者の見解

	項目	市長の意見	事業者の見解
3. 調査、予測及び評価の結果	(4) 動物 ア 繁殖期への影響	造成工事等、大きな騒音の発生が予測される作業を実施する場合、できる限り保全すべき種の繁殖期を避け、事業実施による影響を極力回避・低減するよう努めること。	造成工事等の大きな騒音の発生が予測される作業は、施工計画の策定時において、出来る限り、保全すべき種の繁殖期を避けた期間に実施するよう検討します。
	イ 特定外来生物の駆除 (p. 10.7-4、10.7-6等)	現地調査では、アライグマやカミツキガメ等の特定外来生物が確認されている。事業の実施によってこれらの生物が区域外に逃げ出した場合、実施区域内周辺の生態系や生活環境に影響を与える恐れがあることから特定外来生物が発見された場合は、速やかに捕獲し、適切に処分すること。	造成工事等において、特定外来生物が確認された場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、関係機関と連携の上、適切に対応します。
	(5) 植物・生態系 ア 予測結果について (p10.8-19)	事業計画の策定にあたっては、環境への影響をできる限り回避し、又は低減させるための措置を優先して検討すべきであるが、事業計画区域で確認された保存すべき群落であるアカメヤナギ群落は、この事業の実施により、すべて消失すると予測されている。現在、事業地内のアカメヤナギ群落は動物等の生息の場にもなっているので、できるだけ既存の植栽を生かすような計画にされた。	事業実施区域及びその周辺のアカメヤナギ群落は、一部は残存しますが、事業実施により大半の確認地点が改変されると予測されます。ただし、現況のアカメヤナギ群落は、保存すべき群落としての選定要件ではないことから、現況の生育環境ごと保全するという扱いではなく、見沼の池周辺を先行着手して生育環境を創出することでアカメヤナギ群落を保全することとしています。また、アカメヤナギは本事業の緑地計画における対象木としており、アカメヤナギ群落の形成には、出来る限り現況のアカメヤナギの残し、活用することを検討します。なお、先行事例の合併記念見沼公園では、アカメヤナギを残す対応を行っています。
イ 代償措置 (p. 10.8-23)	事業実施区域内で確認されたミゾコウジュの生育地は、対象事業の実施によりすべて消失するという強い懸念がある。可能な限り保全するのが望ましいが、代償措置として移植を行うのなら、市内での実績を参考に、その手法が有効であることの根拠を示すこと。また、事業実施にあたっては、細心の注意を払い移植等の代償措置を確実に実施し、継続的モニタリング等を行い、定着状況を確認すること。	ミゾコウジュの移植にあたっては、「さいたま市新クリーンセンター整備事業」において移植による代償措置を行っており、この先行事例での対応結果を整理し、評価書に記載しました。移植作業はこの対応結果を踏まて、確実に実施します。また、移植後のモニタリング調査は、事後調査として移植翌年、翌々年まで実施することで定着状況を確認します。なお、移植及び移植後のモニタリング調査にあたっては、必要に応じて専門家等の助言を得て適切に対応することを検討します。	

表 7.2-1(5) 市長の意見と事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解
<p>3. 調査、予測及び評価の結果</p> <p>ウ 保全すべき種への影響 (p. 10.8-2、p. 10.8-23 等)</p>	<p>事業実施区域ではミゾコウジュの他、ウスゲチョウジタデも確認されている。また、事業実施区域近傍でも保全すべき種が確認されている。事業着手までの間に期間が開くと、植生が変化する可能性があるため、定期的な状況把握に努めること。</p>	<p>現況を踏まえ、今後の事業実施区域内の土地利用方法等は大きく変わる可能性は低いと考えられるため、動物相・植物相が大きく変わる可能性は低いと考えられますが、相当の時間が経過した際には、変化している可能性は否定できません。そのため、5～10年程度の間隔で、必要に応じて補足調査等を実施し、動物相・植物相に変化が見られる場合には、自主的に再度4季に渡る調査や予測・評価を行い、予測・評価結果を踏まえて環境影響評価の再手続きの必要性を検討します。</p>
<p>エ 生育環境の質的向上</p>	<p>現在の事業実施区域にはオギやカナムグラなどが生育しており、動植物の生育環境としては少し荒れている部分があるが、事業実施による緑地の良好な環境の創出で、生育環境の質的向上が予測される。ただし、p. 10.8-24の予測結果によると、緑被率の数値自体はあまり変わらない(81.2%→池を含め81.9%)ので、動植物の生育環境も考慮した質的向上について、より具体的に評価すること。</p>	<p>動植物の生息・生育環境の質的向上については、定性的な評価ですが、本事業を実施することで、現状の主に畑地や荒地(オギ群落、カナムグラ群落等)の環境から、主に樹林、草地、湿性草原、水域の環境となり、様々な動植物の生息・生育環境が創出されることとなります。そのため、動植物の生息・生育環境は質的に向上するものと考えており、その旨を評価書に記載しました。</p>
<p>(6) 地域交通 ア 道路の状況 (p. 10.15-3)</p>	<p>事業地実施区域周辺には教育機関や医療施設が隣接、又は近接しており、小中学校等の通学路となっている道路がある。特に、C1、C2については、見通しも悪く非常に車が入り出しにくい状況である。事業実施に当たっては、事業実施区域周辺の道路の交通安全対策を十分に検討すること。また、現在C2地点は西隣の浅間町の交差点付近から工事を行っており、道路の状況は変化している。このように、事業着手までに道路環境に変化があった場合には、その状況に応じて再検討すること。</p>	<p>工事中は「工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する」、「工事車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する」といった対策を実施し、交通安全に配慮していきます。</p> <p>供用時についても「公園利用者へ規制速度での走行など適切な運転を呼び掛ける」といった対策を実施し、交通安全に配慮していきます。</p> <p>なお、事業着手までの期間において、道路環境に大きな変化が確認された場合には、関係機関と協議の上、必要に応じて交通安全対策の再検討を行います。</p>

表 7.2-1(6) 市長の意見と事業者の見解

項目		市長の意見	事業者の見解
3. 調査、予測及び評価の結	イ 環境保全措置 (p. 10. 15-20)	環境の保全のための措置としてシェアサイクルの利用の推進を挙げているが、自転車交通の増加による自動車と自転車の事故、自転車と歩行者の事故の両方の増加が懸念される。本事業に伴い自動車、自転車、歩行者ともに安全かつ快適に通行できるような道路環境が計画的に整備されるよう、関連部署と連携して事業を進めること。	自転車交通の増加に伴う交通安全対策として、供用時における地域住民及び公園利用者の安全性及び快適性が確保されるよう事業実施区域周辺の道路整備を所管する道路管理者と綿密な情報共有等により連携し、事業を進めます。
4. 事後調査の計画	(1) 関連車両の調査	大気質・騒音・振動などの調査は、ある一定の工事期間中のサンプリングであり工事全体の状況を把握することはできないが、工事現場に出入りする関連車両の状況を日報等の台数管理で示せると、事後調査と工事状況を比較できるため、事後調査報告書として信頼性の高いものになる。	事後調査の実施時期は、工事業者と綿密に情報共有しつつ、最新の工事工程を基に設定します。また、資材運搬等の車両の走行状況は、日報等により日単位で車両台数の把握を行い、適切な時期設定であることを整理し、事後調査報告書にとりまとめます。

注) ページ番号は、(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書の該当箇所を示す。